



廣島市報

號六十六百第

開印日九十月八年七十和昭
行發日十二月八年七十和昭
錢五金 部一價定

所 役 市 島 廣 所 行 發
市 島 廣 廣 廣 廣 廣
所 販 活 弟 兄 田 地 社 會 所 刷 印
地 番 一 日 丁 七 町 手 大 島 廣
地 番 一 日 丁 七 町 手 大 島 廣
地 番 一 日 丁 七 町 手 大 島 廣

町内會正副會長異動

新聯合町内會長：(江波)丸本京一(尾長)安戸義太郎(三篠)川野保五郎(宇品)松田泰行(舟入)高橋隆彦

同 副會長：(三篠)山中悅藏、西川倉次郎(江波)吉村幸一

新町内會長：廣瀬元町 辻本寅吉△江波南町 吉村幸一△段原末廣町 鈴木貢△大河町 三宅峰吉△吉島羽衣町二丁目 渡部久次郎△草津東町 河面嘉名男

同 副會長：觀音本町 中原榮次郎、德永豊穂△西蟹屋中通 久保田廣△宇品御幸通八丁目 竹田織三郎△草津濱町 藪崎良一、山我光三郎△堀川町山下憲吾△尾長荒神通 山中蘭作△段原末廣町 唐須松五郎、堀田靜夫、堀田歲男△觀音本町 小島元俊△舟入九軒町 小野峰藏△西觀音町二丁目西部石田滿夫△材木町 木村彦藏、中島四郎九△松川町 他田壽男△廣瀬元町 莊川德一、山崎元△似鳥町 新宅房市 向井長助△千田三丁目南組 中前晟、寺岡佐吾一△三篠本町二丁目東組 岡崎定男、久永清次郎△楠木三丁目 石本盛雄△草津本町 播本啓次郎△東觀音二丁目中區 長谷川宇一△石見屋町 上野雅吉△下中町 伊藤文雄△猿橋橋町 佐々木藤一△西觀音一丁目 見門良兵衛△霞町 山本淺一△楠木四丁目 飯田信雄△中廣町 紺田順太郎△楠木一丁目 辻國一△大芝町 香川末三△宇品御幸通十丁目 舟田作市郎

九月の常會徹底事項

一、國民貯蓄組合強化擴充に就て 二百三十億貯蓄目標額達成の成否は國民貯蓄組合による貯蓄の増強に俟つところ頗る大なるものがあります。茲に國民貯蓄組合法實施一周年を迎ふるを機とし、特に九月一日より三十日迄の一ヶ月を國民貯蓄組合強化擴充期間とし、國民貯蓄組合の擴充整備に努め飛躍的に貯蓄の増加を計らんとするものであります。各常會に於ては左記事項を必ず徹底し實行致しませう。

- 1、各地域、職域に於ける國民貯蓄組合の未結成の向は直に結成の上届出を爲し、又未加入者には加入勸奨を爲すこと。
- 2、加入者の貯蓄額が一般に低率なるものに対しては之が引上げを爲し、更に餘力ある者は進んで増額の申出を爲さしむること。
- 3、從來地域又は職域に於て申合により貯蓄を實行し居るも未だ貯蓄組合としての届出を爲さざる向は速に之が届出を爲すこと。
- 4、組合貯蓄は戦争の終了する迄は絶對に拂戻が出来ないと誤解して居る向もありますが、疾病、災害、吉凶等不時の出費の場合其他已むを得ざる事由ある場合は組合長に申出れば

二、ヒマの栽培管理に就て

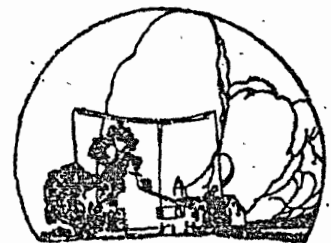
ヒマの獻納栽培はもはや收穫期に入り熟果の摘採、調製、乾燥の時期となりました。果房の初熟は八月下旬で最終は十一月の降霜期迄行はれますが、完全に熟すると茶褐色に變色します。熟した實は其の儘でおくと自然破裂して種子が地上に落ちますが落ちた實を長く地上に置くと油質を損ずるので左記事項に注意しませう。

- 1、採果：實が熟すと自然破裂しないうちに晴天の時下枝から順次上枝へと片はしから摘み採ること。
- 2、調製：摘み採つた實は天日に乾して外皮の脆弱になつた頃に實が少量の場合は手で押し摺り多量の場合は臼に納れ軽く杵押しして脱穀すること。
- 3、乾燥：種子は温所に置くと酸酵するから通風のよい場所に保管して置くこと(種子の集荷に付ては追て通知致します)

三、皇軍の送迎に就て

本市は皇軍勇士の出征歸還共に深い思ひ出の地でありますから其の通過の際は心から感謝の禮を捧げ送迎の誠意を表しませう。

(別項「披瀝せよ軍都市民の感謝と誠意」の記事参照)



此の欄は必ず常會で朗讀して下さい

隣組の防空訓練

九月七日から六日間

廣島市内三警察署では時局に鑑みて防空の強化充實を圖るため全市隣組長のために去る七月十五日より八月十九日に亘る臨時防空講習を行ひこれと並行して全市各戸の防空施設資料の整備、點検をなし更に特設自警團、隣組長、警防團、學校報國隊とつぎに消防、防火、救護特に救急法及び重要施設の應急復舊に重點を置いた防空訓練を行つて来たが来る九月七日から六日間一般家庭隣保班のために同様訓練を行ふこととなつた、その日並左の通り
九月七日、八日東署管内各町
同 九日、十日西署管内各町
同 十一日、十二日東署管内各町
同 十三日、十四日西署管内各町
同 十五日、十六日東署管内各町
同 十七日、十八日西署管内各町
同 十九日、二十日東署管内各町
同 二十一日、二十二日西署管内各町
同 二十三日、二十四日東署管内各町
同 二十五日、二十六日西署管内各町
同 二十七日、二十八日東署管内各町
同 二十九日、三十日西署管内各町

項は各町内會長に通知してありますから、それによつて御承知下さい。(防衛課)

披瀝せよ軍都市 民の感謝と誠意

從來一般に白衣の勇士及び軍隊の通過に際し、目禮又は萬歳を唱へる等感謝の表示並に激勵に努められたのでありますが、昨年六月以來防諜關係上軍隊に對する歡送迎を差控へられた結果近時一般に此の感謝の表

「國の爲」數へ歌

翠町々内會 中村勝一 作
副會長 中村勝一 作
一、つとや人々心を一つにして
二、つとや再び來らぬ國難を
三、つとや御國の爲なら命がけ
四、つとや夜晝忘れて戦ふも稼ぐのも
五、つとやいつく迄も忘れず
六、つとや無駄を省いて貯金して
七、つとや無くも一人でも
八、つとや大和民族底力
九、つとや子供も大人も皆共に
十、つとや外國までも名をあげて
皇軍將兵萬々歳

町内會の名稱變更

廣島市小網町西組町内會の名稱は七月十四日附告示を以て「廣島市西小網町々内會」と變更された。

軍刀報國運動

今や全国的に軍刀報國運動を展開し、廣く愛刀家、藏刀家より軍刀に適する日本刀の供出を求め、以て第一線に活躍する皇軍將兵に對し、真正日本刀の供給を圓滑ならしめ、傳統ある皇國武道の精華をして遺憾なくその眞價を發揮せしむることとなつてゐる。本趣旨に對しては大政翼贊會支部は雙手を擧げて賛同し、曩に町内會長あて供出方を依頼したつたのであるが、今日までの供出成

輝く武勳に 耻ぢない納

績を以てしては前途未だ遠しの感あるにつき、次の注意事項お含みの上普く藏刀諸彦の奮起提供を乞ふ次第である。
一、「提供刀に就きて」提供刀の規格は刃渡り一尺八寸以上にて、軍刀に適するものを時價相當の價格を以て買受ける。提供刀には明瞭に住所氏名の札を附けること。
二、「不合格と認むべきもの」大疵あるもの、刃切れあるもの、疲れ、研ぎ減り甚だしきもの、一般に軟弱なるものはお断り。錆はあつても差支なし。



妊産婦手帳

全市を九區に分けて實施

妊産婦の保護と健康児確保のため政府は今般妊産婦手帳規程を實施することとなり本市でも

妊産婦ノ保健指導ヲ徹底スルト共ニ特別ノ保護ヲ供與スル爲メ妊産婦手帳制ヲ實施シ母子保健ノ向上、流早死産、母體死亡ノ防止、健康児ノ出生増加ヲ圖リ國力ノ根基ヲ培養セントス
との大方針の下に「昭和十七年度妊産婦保健指導及保護實施要綱」を定め、妊産婦手帳制を實施妊産婦の保健指導に當ることとなりましたが、これが實施方法としては本市は昨年三學校區を試驗區として妊産婦指導をなした實績に鑑み市内を九地區に分割し各區に巡回保健婦を配置し、妊産婦の保健指導にあたりしめ治療其他各種の相談に應ぜしむるものがありますから十分之を利用されたいものであります。尙妊産婦手帳の使用並に妊産婦の届出等の概要は次の通りであります。

妊産婦手帳使用並に届出要項

- 一、如何にして届出るか 妊娠の徴候ある者は成るべく妊娠第三、四ヶ月頃迄に醫師又は産婆に診察を受け妊娠と認めたるときは別に定むる妊産婦届出用紙に依り市長に届出ること、但し今回は妊娠中の者は全部届出ること、届出用紙は衛生組長送付するに付便宜の方法に依り配付すること
- 二、妊産婦手帳の交付 妊産婦届出を爲したるときは直に市より妊産婦手帳を交付する規程なるも今回は縣の手帳調製等の關係上其の交付は八月下旬となる見込
- 三、妊産婦手帳の使用法
イ、妊産婦に對する食糧、栄養品、妊産婦用物資、乳幼児用物資等の配給及び購入については妊産婦手帳に依りて簡便且つ優先的に取計らはるること

本市の的確多子家庭

今年の十一月三日の菊佳節にも厚生省で全國多子家庭を表彰するが、廣島縣では六歳以上、十人以上しかも死亡者なしの的確多子家庭三十三をえらび、三十日本省へ内申した、うち本市關係左の通り。
寺町前田至道(六七)ツナ(六〇)十八人
八幡島町柿原豊松(四七)シナ(四九)十一人
仁保町山崎正路(五六)カネ(四九)十人

銃後に闘へる 二勇士の老父

廣島市鷹匠町六七号場次三さんは今次戦争起るや二人の子息が召されて第一線に出て六十三歳の老の身で留守をまもる身となつたが、此の重大時局に安閑としてゐるはお國に相濟まぬと自ら進むで製材工となり、

日々精勤してゐる健全な姿に近隣も出征軍人の家族の事でもあるため國債購入などの申出も差控えてゐたところ弓場さんは「私も國民だから一人前の勤めはさせてもらひます」と國債々券の購入については町内割當額を快く引受け更に日給三圓の中から貯金も既に壹千六百圓に達し貯めよ蓄せよの範を示し、銃後に闘ふ老父として町民を感激させてゐる。

四、妊産婦の心得べき事項

- イ、妊産婦は届出後少くとも妊娠第五、六ヶ月頃並に第八、九ヶ月頃に醫師又は産婆に付診察又は保健指導を受けること
- ロ、成るべく尿検査及び血圧検査、血清検査を受け指導を受けること
- ハ、醫師又は産婆に付診察及検査を受ける費用は各自の負擔とするも生活上費用の負擔をなし能はざる者は市に申出づること、妊産婦にして疾病に罹り治療費の支出をなし能はざる者も同様に申出づること
- ニ、妊産婦の保護
イ、妊産婦自ら妊娠の意義を認識して攝生營養に注意するの外其の周圍にある家族並に一般社會が保護の重要性を理解して之が徹底を期すること
- ロ、勤勞奉仕の如き防空訓練其他非常災害の場合に於ては母體保護の爲遺憾なき様萬全の注意をなすこと
- ハ、殊に産後の休養、勞働軽減の如き産前同様に其の方策に關して特別の改善を圖らねばならぬ



第六講

勸業施設

(三)

工業指導所を擴充 工藝部増設を計畫

飛躍的發展を遂げつゝある本市工業の中心的指導並に研究機關として、本市は昭和十三年經費二十三萬圓を投じて市内東雲町に工業指導所の設置を計畫し、十五年七月機械工業部の竣工を見たので、同年八月に開所して業者の指導並に機械設計、試験、検査等に當つて居ります。開所當時は機械設備等未だ不十分の箇所も少くなかつたのでありますが、引續き材料試験室、精密測定室等の機械器具の据付に着手し、現在では既に主要設備は完了して所期の機能を發揮して居ります。同所の業務内容は

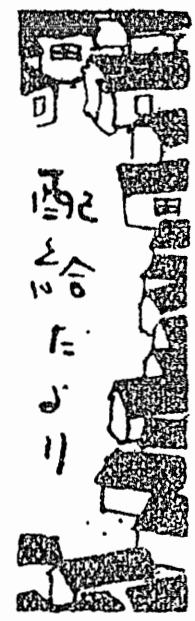
化学分析及金屬組織検査、材料の機械的試験(擴張、抗壓、衝擊、抗折、硬度、磨耗等)、鑄砂試験(透過性、附着力、耐壓、剪斷等)、金屬材料及工具の熱處理、機械器具又は部品の検査及試験(精度検査及運轉試驗等)、機械器具又は部品の設計製作(鑄造、鍛造、切削、研磨、熔接等)、機械設備の貸與(精密工作機械其の他)、技術工の養成並に

技術の傳習(旋盤工、仕上工、製圖工、木工等)、發明考案の技術的援助等が主たるもので、目下更に工藝部を設置すべく計畫中でありませう。

生協の國策に呼應

躍進の機械工訓育所

支那事變の進展に伴ひ生産力の擴充の國策に呼應し、併せて本市工業の發達助長に資する目的を以て、本市は昭和十三年經費拾六萬圓を投じて機械工訓育所を工業指導所内に併置することとし、毎年修了生を各工場に送つて居りますが、修業種目及び其の定員は『旋盤工科六十名、仕上工科四十名、製圖工科二十名』で



七月十三日 小麦粉配給 一人當り八十五瓦
同 十八日 砂糖第三回特配 一人當り〇、七斤
同 七月分生菓子配給 一人當り十錢
同 廿四日 第一回食用胡麻配給 一人

短期間に機械工たる知識技能を習得させると共に、心身の修養鍛錬を行ひ、前途有爲の産業青年を養成し開所以來既に約二百人の機械工を實社に送り出して居ますが其の成績は見るべきものがあります。

轉業青少年の爲に

夜間技術輔導講習

國防生産力の擴充強化に伴ひ不慮産業から緊急産業へ轉換する者、又は配給機構の整備による轉業者の爲に、本市は機械工訓育所に於て、職業輔導短期講習を行つてゐました。が、轉業者の實情に鑑み、八月下旬から講習期間を四ヶ月として夜間技術輔導講習を行ふことに致しました。受講資格は満十四歳以上の男子で、時間は毎日午後五時半から九時迄で、旋盤工科、仕上工科、製圖工科の三工科を設けて居ります。(つづく)

當二与強

同 卅一日 病人用水優先配給實施
同 八月四日 八月分菓子配給 一人當り十錢
同 七日 第一回半期食料油配給 一人當り九瓦
同 盆用素麵配給 一人當り四十瓦強
同 干麵配給 一人當り二十五瓦
同 八月十一日 八月分生菓子配給 一人當り十錢

最近町内會へ發 送した文書摘録

七月六日 定期清潔法施行に關する件(保健課) 一三日 昭和十七年度確保班長防空教育實施に關する件(防衛課) 一七日 聖戰完遂常會強化講演會開催の件(指導課) 國幣並債務消化事務費交付に關する件(社會課) 一八日 廣島縣民の貯蓄奉公(指導課) 授職を要する軍人軍屬遺族調査の件(社會課) 二〇日 金屬類供出記念貯蓄に關する件(指導課) 家庭用コンクリート製防火水槽購入希望者調査の件(防衛課) 二二日 臨時資金調整法第十條の二に基く土地等の賣却代金に依る國債購入に就て(指導課) 軍刀供出に關する件(同上) 二四日 臨時コレラ豫防注射施行の件(關係町内會宛) 保健課) 二七日 縣會議員補選選舉權防止に關する印刷物送附の件(指導課) 二九日 防空設備資材整備期間設定の件(防衛課) 米穀通帳其他購入券通帳一齊検査の件(商工課) 八月一日 同上検査期日に關する件(同上) 三日 昭和十六年度町内會收支決算報告の件(未提出町内會宛)(指導課) 四日 八月分家庭用菓子配給に關する件(商工課) 一〇日 生菓子特別配給に關する件(同上)

町内會分割設置

八月十四日 已斐本町々内會ヲ分割シ左ノ三町内會ヲ設置セラレタ
町内會名 區 域
已斐東本町々内會 已斐巡查派出所所以東
已斐中本町々内會 已斐銀行已斐支店以
已斐西本町々内會 西源左衛門川迄
源左衛門川以西

油斷のならない

野菜の一夜漬

秋口の衛生に御注意

鐵をもとが苦熱の夏はむし暑さ其の他の原因で人體の抵抗力が衰へ易く従つてコレラ・チフス・赤痢等の病魔の跳梁する季節であるが、吹く風も涼しく葉末に露が滴り朝夕爽快を覺える秋ともなれば、體温の調節も順調となり、身體も引緊つて心身共に活氣旺盛健康も大いに増進するので、さしも夏に猖獗を極めた病魔も漸く下火となるのが常だが、兎角衛生的注意の油斷のため病魔の窺ふ隙を生じ易く現に昭和十一年秋にはチフスの大流行を來したのであります。

市内傳染病發生月報

(七〇名)

町 名	發生數	町 名	發生數
尾長町	二	段原山崎町	一
若草町	二	八丁堀	一
荒神町	一	磯	一
愛宕町	一	白島西町	一
金屋町	一	西白島町	四
橋本町	一	富士見町	二
瀬生町	一	昭和町	一
銀山町	一	藤匠町	一
		空箱町	二
		河原町	二
		吉島町	二
		吉島町	二
		西觀音町	二
		南觀音町	一
		江波町	一
		中廣町	二
		桶水三丁目	三
		桶水四丁目	一
		已斐町	一
		千田二丁目	四
		三條本町	一
		三條本町	二
		東千田町	一
		南竹屋町	一
		宇品町	二
		皆賀一丁目	一
		仁保町本浦	二
		仁保町洲崎	二
		仁保町向洋	五

極く少數であつた事三は、家族感染が多く一家から二人以上患者を出した家族が三十組もあり、其の患者數は全體の四分の一以上に及んだ事等である、そこで市立衛生試験所ではこの原因を探究すべく先チフス菌の性状を調べて見た所之が殆どI型菌で多數の患者のチフス菌は大體同一系統のものである事が分つた。一體爆發的流行と云ふものは多數が共通の飲食物に依つて一度に多數病氣

併し廣島市民の常用水は水道で之に細菌が居つたと假定すると全市一圓に患者の發生を見る筈であるが事實は東部に偏在して居るから先づ水が原因とは考へられぬ。次は魚介類

に懼る爲起るものであるが、此の際家族感染の例を見ても潜伏期一―二週間を考慮に入れて患者の發生状態を見ると殆ど同時に感染したものと認められ即ち一家に於て一緒に食べられたものに依つて一緒に病氣になつて居るのである。

そこで先睨まれるのは水である、併し廣島市民の常用水は水道で之に細菌が居つたと假定すると全市一圓に患者の發生を見る筈であるが事實は東部に偏在して居るから先づ水が原因とは考へられぬ。次は魚介類で之もよく生食されるから流行病の原因としてよく睨まれるが此の場合海邊の南部に患者が稀れである事は之も原因としては考へ難い、そこで残るのは野菜類であり、殊に秋には野菜の一夜漬が盛に使はれる事である。之には大根・蕪・京菜・摘菜・水菜・白菜・キャベツ・瓜等が用ひ

られるがこの一夜漬は單に野菜と鹽を混じり小さな重石を載せて一夜又は二―三日で生食するものであつて試みに之にチフス菌を混じて實驗すると十日以上は確實にこの中で生きて居る事を證明した。そこで此の野菜類が怪いと云ふ事になる、事實患者も殆ど此の一夜漬を食べて居つた。そして患者は東部に密集して居る。

依つて廣島市の野菜の配給状態を調べ、更に野菜の産地を調べると果然市東部に九、十兩月間に五年振りのチフス流行を來たして居るのを發見した。しかも此所では前記一夜漬に適する野菜を産して居た、又此所は市東部の尿尿を汲取つて歸り下肥として居ることも判明した。此の大流行は全く原因が野菜にあつたものと解決した。

試みに市場の野菜を集めてそれに附いて居る細菌等を調べて見るとチフス菌は見付からなかつたが、糞便中にしか居らぬ蛔虫等の卵や大腸菌等が多數發見されて野菜には糞便中の生物の一部が生きた儘附いて居るものであると云ふ事を證明した。下肥にした糞便中にチフス菌が居れば勿論生きた儘野菜に附いて居る事も有り得るし又此の野菜を十分に洗はずに一夜漬にすればチフス菌は其の儘人の口中へ入り得るわけである。此の際蛔虫の卵等は大根では葉許りでなく根にも附いて居た事は注意すべきである。以上によつて、昭和十

一年秋のチフス大流行の話は終るの
である。

要するに秋の注意すべきは野菜の
一夜漬で漬ける前に野菜を消毒すれ
ば一番よい、晒粉を使へばよいが、
近頃手に入れ難い時之に代る殺菌力
のあるものは木灰で之を十倍の水に
溶かして其の上澄液をとり之に野菜
を三十分位浸してからよく洗へばよ
い、之も出来ぬ時は水をかへてよく
洗ふ事である。大根等はタワシで洗
ふ位にして一夜漬にすれば先よろし
いと考へる、蛔虫等の寄生虫の豫防
にもなる、煮て食べれば先問題はな
い。熱湯中に二分間漬けて食べる方
法もよい、秋と限らず一年を通じて
特に注意する事は食物を調理する人
は調理前に必ず手をよく洗ふ事であ
る、成可く石鹸で洗つて貰ひたい、
消毒薬で消毒すれば萬全である。調
理の際の手の清潔と云ふ事は特に業
者に於ては人道的重要事なのであ
る。(廣島市立衛生試験所)

野菜不足の解消に 家庭菜園の活用

秋は青物の少ない季節です

野菜は年中作られますが素人に最
も作り易いのは秋野菜であります。
空閑地を耕したり畑を借りたりした
家庭はもとより、畑の無い家庭は軒
下を利用したり、屋根や干棚に空箱
や植木鉢を並べて少量宛でも是非野
菜を作つて貰ひたいと存じます。今
夏の様には三十餘日の早天の爲め野菜
が十分配給されなかつた時でも、各
家庭に少面積の菜園がありましたな
らば立派な野菜を作つて間に合はす
事が出来るのであります。殊に初秋
の九月・十月の初めは一般に野菜の
不足の時でありませうから是非家庭

菜園の全能力を發揮したいと存じま
す。

さて八月下旬から九月中旬に播種す
る野菜は大根・牛蒡・馬鈴薯・カブ・
タマネギ・ラッキョウ・分葱・白菜・
小松菜・春菊・水菜等がであります
が、何れも作り易い種類であります
が畑に依つて種類を選ばなくてはな
りません。大根や牛蒡や馬鈴薯の如
く土の中で根や芋を作るものは畑の
作り土の多い所に作らなくてはな
りません。其の他のものは作り土は淺
くても作れます。

市役所前掲示場に 掲示した告示件名

- 七月十一日 町内會正副會長異動の件
- 同 十四日 町内會副會長異動の件、聯
合町内會長異動の件、町内會名稱變更
の件
- 同 十五日 市會議員選舉人名簿縦覧の
件、町内會正副會長異動の件

- 同 十七日 町内會副會長異動の件、聯
合町内會副會長異動の件
- 同 廿一日 縣會議員補缺選舉投票管理
者變更の件
- 同 廿四日 同上二件、町内會正副會長
異動の件
- 同 廿五日 縣議補選投票管理者變更の
件二件、町内會正副會長異動の件
- 同 廿七日 投票管理者變更の件二件、
昭和十七年度歳入出豫算追加

- 同 廿八日 縣議補選投票管理者變更の
件四件
- 同 廿九日 同上十三件
- 同 八月三日 町内會正副會長異動の件
- 同 五日 廣島市吏員手當金支給規則
中改正の件
- 同 十日 土地立入の件、町内會副會
長異動ノ件、國民體力検査ニ關スル件

りますから何れの野菜にも施したのが
好いのであります。
3、厨芥は各家庭の魚粕や野菜の切り屑
等を集めたものでありまして菜園の肥
料としては大變良いものであります、
桶を畑の隅に埋めて水を八分目迄入
れて此の中に厨芥を入れて置くこと立派
な水肥となります。
4、馬糞は道路に荷馬車の馬の排出する
糞を毎朝集めると相當量溜りますから
土と混じて積んで置くこと腐熟して好い

肥料となります。
5、米の磨汁は毎日家庭で米を磨かれま
すが其の時に始めの二、三回の濃い汁
を取つて菜園に順次施しますと良いの
であります、此の磨汁は窒素と磷酸
を含んで居りますから葉肥、實肥として
良いのであります。
播き方 先づ畑を丁寧に打起し
て土の塊を細く砕いて均平にして蒔
き溝を付けます、溝と溝の距離は種
類に依つて異りますが家庭菜園のも

のは可成距離を狭く致しまして可成
密に蒔いて生長するに従つて間引菜
の採つて食用に利用致します。種蒔
の前には必ず灌水して水分を十分に
與へて蒔き終つた時には切藁か塵芥
を被ひて乾燥を防ぐのであります。
家庭菜園に作つた野菜は可成早目に
收穫して直ちに次の作物を植える様
にして畑を少時でも遊ばせない様注
意しなくてはなりません。



保健と計量

我々が風邪に罹るとすぐ體温を計
ります。又肺の調子が悪ければ病氣
にでもなつたのではないかと、誰で
も一寸體重を計つて見たくなるもの
です。即ち病氣と云へば先づ第一に
體重や體温が問題になるのです。此
の様には我々の健康と體重、體温は不
離密な關係があるのであります。熱
常、常に良く自分の平熱、平重を熱

知して置くことが最も必要で、之れ
に依り病氣の早期發見に或は健康の
増進に資せねばなりません。でない
と醫者の診察を受けても自分の平温
を知らず、又健康時の體重が分らぬ
様では問はれても答へが出来ず、從
つて醫師の診察を遅らせたり誤診を
起させたりする事にもなつて参りま
す。

最近各學校生徒の體格検査に種々
の計器が多く用ひられてゐることは
よく御存知であります。生徒の健
康状態が身長、胸圍、體重は勿論其
の視力や聴力に於て肺活量に於て又
は腕力、握力、屈伸力に至る迄總て
計量的に検査されてゐるのです。此
の様に保健と計量とは切つても切れ
ぬつながりがあり、我々は體位向上
の爲に進んで之れ等の計器を利用して
常に計量的に自己の體をながめる習
慣をもつと、つけねばならないと
思ひます。

又藥物と計量に就ても同様の事が
云へるのであります。例へば各家
庭には解熱劑、胃腸藥、トンプク等
所謂家庭藥を備へ付けて居られるの
であります、之れ等の家庭藥は普
通大人一回一包、小人半量と云ふ風
に服用量が示されて居りますが、果
してその分量は誰の體質にも適當し
てゐるでありませうか、之れ等の服
用量は人間の平均體質に依り割出さ
れたものでありますから、實際には
自分の體質に適合した分量をよく研
究して知つて置く必要があると思ひ
ます。獨逸の家庭では各人が詳しく
その分量を研究してゐて、風邪に罹
つたら自分は此の解熱劑なら何瓦、
あの解熱劑なら何瓦と云ふ風に藥の
適量をよく承知してゐると云ふ事
であります。大いに参考とすべきであ
ります。總て家庭藥に限らず、どん
な藥にしても又どんな營養にしても
服めば服むだけ效くと云ふものでは
なく適量と云ふ事が必要で、分量を
過すと、かへつて有害になるもので

集約栽培 家庭の菜園は非常に
狭い面積の畑から可成澤山の野菜を
收穫しなくてはならないのでありま
すから作付順序をよく考へて四季の
栽培計畫を樹て、一年中に五回も七
回も作る様に考案して單位面積から
の收穫をより増大しなくてはなりま
せん。例へば左の様な順序に作りま
す。

- (一) 白菜・菠薐草・二年子大根・漬
菜・茄子・美濃早生大根
- (二) 小カブ・小茶・廿日大根・水菜
漬菜・トマト・白茶

肥料

従來は市内に種々の肥料
を販賣して居りましたが近年生産減
量のため專業農家に對する配給も不
足勝ちなので小面積の栽培者には肥
料の配給は無いのであります。現在
では各家庭で色々の廢物を利用して
して腐敗醱酵させて肥料にして居り
ます。即ち家庭で手近に出来るもの

- 1、下肥 2、木灰 3、厨芥
- 4、馬糞 5、米磨汁

1、下肥は常に三倍乃至五倍に薄めて作
物の根に接しない様に二、三寸離して
施すことが必要であります、且つ近所
に臭氣が發散致しますから施す前に畦
間に溝を掘つて施し直に土を覆せると
臭氣は殆ど散りません。
2、木灰は各家庭で毎日氣を付けて集め
ると毎月一貫以上は出来るのでありま
す、木灰は年中集めないと何時の間か
か風に吹かれて家の隅々に散りますか
ら常に集めて貯藏するのが良いのであ
ります、木灰は根を強くする肥料であ

あります。

以上の如く健康保持の爲にはいろ
いろと計量的處理を要するものが多
いのであります、我々はもつと積
極的に保健と計量の關係をよく研究
して自己の幸福の爲に、進んでは國
家御奉公の爲に常に體位の増強に努
めねばならないと思ひます。(つゞく)

増加圖書目録(三)

廣島市立淺野圖書館

日本名婦傳 吉川英治 一・二冊

大楠公夫人以下十編を收め、在來の傳
記體を避けて小説とし直接女性の魂と本
然の力へ向つて訴へようと努めてゐる。

護國の女神—和室様 鈴木厚 二〇〇冊

江戸城明渡の爲に尊き御身を挺せられ
た、孝明天皇の御妹君靜寛院宮の御傳で
日本婦道の龜鑑として仰がれるものであ
る。

萬葉集序説 澤瀉久孝 一・二冊

初學者の爲に萬葉集とは何かといふ
全般的知識を解説したもので、萬葉集の
沿革・概観・作者の作品並に特質の順序
に講述してある。

米恩の書 金治 勇 一・三冊

米の國家的意義を考究し、父祖より殘
されたる米に對する民族的信仰を開明し
て、米恩感謝の念を起さしめんとするも
の。米と日本歴史、稻の神話、一粒四恩、
米と民族的信仰、米と宗教の五章からな
つてゐる。

名譽の戦死者

官等級 海軍大尉 福田 稔殿 住 牛田町南谷區
同機曹長 田中 齊殿 住 皆實町二丁目
同 河野 實一殿 住 鷹匠町
同 川淵 恒三殿 住 三篠本町三

同 陸軍大尉 中川 利治殿 住 京橋町
同 二水 茨木 榮殿 住 中廣町
同 機兵 金崎愛之助殿 住 福島町
同 三曹 吉田 喜善殿 住 若草町
同 林谷 悟殿 住 舟入幸町

同 上等兵 小川 友弘殿 住 南觀音町二
同 渡部 正人殿 住 福島町
同 木村 要殿 住 江波町
同 馬場 邦夫殿 住 大手町八丁目
同 的場 朝人殿 住 廣瀬北町

同 楯村 行義殿 住 宇品町
同 進藤 伍殿 住 上天滿町
同 守下 義盛殿 住 牛田本町
同 田島 二男殿 住 千田町三丁目
同 福村 良雄殿 住 仁保町
同 大石 一殿 住 宇品町
同 三原 茂殿 住 同
同 灘本 竹次殿 住 宇品町御幸通

廣島市告示第三九〇號 國民體力検査二關スル件

國民體力法ニ依ル體力検査施行日時、場所ヲ左ノ通り

昭和十六年八月十日

廣島市長 藤田 若水

Table with columns for date, time, location, and area. Includes entries for 第一日検査 (September 1st) and 第二日検査 (September 3rd) across various schools and districts.

Table listing names and addresses of individuals, organized by date from 七日 to 十五日. Includes names like 舟入幸町, 福島町, etc.

衛生組合新正副組長
新組長：吉島本町 兩祖源四郎△三篠本町一丁目
長崎五郎△宇品南部御幸組

九月に納める税金
國稅 所得稅第二期
縣稅 藝妓稅
市稅 藝妓稅附加稅、藝妓稅割



廣島市報

號七十六百第

刷印日九十月九年七十和昭
行發日十二月九年七十和昭
錢五金部一價定

慰問袋

募集について

十月の常會徹底事項にもあります通り、皇軍に對する銃後國民の感謝

一、軍人援護の徹底強化 軍人援護に關する勅語の聖旨を奉戴して十月三日から八日まで六日間全國一齊に軍人援護強化運動が行はれます左の事項を實行し之が徹底を圖りませう。

1、「銃後奉公の誓」を必ず常會の席上で朗誦しませう。
2、戦歿軍人、出征軍人、傷痍軍人の家庭を訪問し、眞心から慰問の挨拶をさせよう。
3、出征軍人に對し慰問文、慰問袋を送りませう。例へば
イ 留守家族の動靜、隣組の近況等の寄せ書

十月の常會徹底事項

ロ 新聞、雜誌、寫眞、其他讀物、手製の手工藝品(人形・造花等)隣組員の名簿等
ハ、附近の戦歿軍人の墓地の清掃、墓參、出來れば陸海軍病院、傷痍軍人療養所を訪問して慰問、激勵をさせよう。

銃後奉公の誓
皇室のもと、一億一家、心と心、力と力をひとつにして、銃後を守りかためます。
朝夕に皇軍の勞苦をおもひ、戦線に送る銃後の眞心として、慰問文と慰問袋とを絶やさぬやう

に致します。その留守宅の力にもなりません。遺族の家を護り合つて、英靈の忠誠におこたへ申します。傷痍軍人には心からの敬意を表し、その再起奉公に力を添へませう。
銃後も國防の第一線、元氣にむつまじく、將來の大きな希望に生き、現在の苦難を戦ひぬきませう。

二、家庭の鐵と銅の供出 十月から明年二月末日にかけて鐵、銅の一般家庭特別回收が全國的に行はれます。近く町内會長を煩はして通知がありますから前回未供出の鐵格子や、備品類をいつでも供出々來るやうに豫め準備させよう。

三、木炭の消費節約 農山村では、本年度生産目標達成に必死の努力をしてゐます。通帳制度で約束してゐる木炭の配給量を確保するには實に容易ならざるものがあります。一般消費者は木炭生産の實狀と増産に晝夜を分たす働いてゐる人々の勞苦を考へ一片の木炭と雖も大切に使用ふやうに心掛させよう。

四、戦時適正消費生活運動 本市は十月から明年三月まで、大東亞戰爭下に適しい戦時生活の確立をめざして、活潑なる市民運動を展開することにになりました。近くこれに就ての要項を送りますから、本運動の趣旨を充分了解せられて熱心なる協力を願ひます。尙十月三十一日締切の戦時豫算生活に關する懸賞募集には奮つて応募して下さい。

を表現するため全市一世帯一袋の慰問袋を募り、十月十日迄に各町内會で取纏めて市役所社會課へ提出を願ふことになりました。
この慰問袋募集は從來年二回行はれて居りましたが、本年度からは郷土部隊だけに止め年一回の募集となりました。今回はその第一回を集めるものであり、皆様から出される慰問袋は一つ残らず郷土出身の勇士の手に入るのでありまして、受取らるゝ勇士を想ふと送る私共としてまことに楽しい思ひがするでは御座いませんか。

慰問袋のなかにつきましては再再の御經驗で既によく御承知のことと存じますが、

- 一、各家庭としては「地方の状況、銃後よりの激勵等の慰問文、學生生徒の作品は必ず入れること」
- 二、各國民學校長に依頼してありますから國民學校兒童の作品も必ず入れること
- 三、日用品としては塵紙、小刀、爪切、耳かき、縫糸、針、安全剃刀類
- 四、食糧品は「罐詰、紅茶、コーヒ、固形カレ、ゴマ鹽、海苔の粉、梅干精、昆布類、煮豆等」
- 五、その他では將棋の駒など娛樂用とか特に讀み物を忘れないで下さい

何れにしても心盡しの縮つた品を入れるやう御注意下さいまして丈夫な袋に入れて下さい。詳しくは各町内會へ御願ひしてあります。

此の欄は必ず常會で朗讀して下さい

戦時適正生活の 実践運動を實施

來春三月までを期間とす

大東亞戰爭勃發以來茲に十ヶ月、この間皇軍の雄渾なる一大作戦と忠勇武烈なる活躍により未曾有の大戦果を擧げ今や亞細亞十億の指導者として大東亞共榮圏の確立に巨歩を進めて居ります。これは誠に感謝に堪へないと共に新たな世紀の感激を覺ゆるのであります。然しながら敵國米英は緒戦以來の敗戦にも拘らず國家の總力を結集して反撃を策し重慶政權亦無益の抗戦を續け戦は容易に終結するの形勢なく大東亞共榮圏の建設と相俟つて更に十年百年の長期に耐へる覺悟を固くし一切の障礙を破碎して勝つて勝ち抜く雄國の大理想を顯現せねばなりません。これが爲めには徒らに戦捷に酔ふことなく、戦後國民は特に我等軍都廣島市民たるものは老も若きも共に戦場にある將兵の心を心とし

即ち出で、は戦場に於てペンを執りハンマーを握り算盤を持ちながら生産力の擴充を圖り、又入りてはその日常生活の刷新に消費の節約に、更に進んで貯蓄の勵行に公債債券の購入に全力を傾倒して以て皇國の躍進に備へ戦費の調達と軍需品の供給に遺憾なからしめんことを戦時下に於ける國民の至純にして至高なる義務に外ならぬのであります。

茲に於て本市は大東亞戦下に適しい戦時生活の確立を期し、活潑なる市民運動を展開するため大政翼賛會市支部と共同して今回第一回戦時適正消費生活運動を實施することに致しました。軍都四十萬市民各位は全身に脈々として躍動する愛國の血潮をたぎらせつゝ心からなる理解と熱情をもつて此の際日常生活を徹底的に刷新し一段の工夫と最善の努力を致されまして本運動の目的達成に挺身御協力下さいますやう切望に堪へません。



常會の

第一目標

大東亞戰爭の聖なる目的を完遂するた

めには戦時生活の確立と消費生活規程の樹立のため官民を擧げて渾身の努力を傾けねばなりません。しかも日本精神を基礎とする生活行動には自ら獨特な日本の生活を打出すことは絶対の緊要事であり、茲に戦時適正消費生活運動による最低豫算生活を計畫したのであります。

一、最低豫算生活の計畫
イ、家計簿の記入勵行

捨てれば廢品

一、今は物資不足の時代です、いらぬといふゴミの中にも再生して使へる貴重なものが澤山あります。古釘、古針、ボロ、紙屑、ゴムセルロイド屑などは隣組でまとめて賣りませう。

二、木切れ、古下駄、竹切れなどは燃料に使ひませう。

一、野菜屑など出すのは主婦の恥で、一日三萬圓のゴミを僅かの注意で無くしませう。

廣島市厚生部清掃課

活かせば資源

一、最低豫算生活の計畫
イ、生活刷新
1 冠婚葬祭の式は形式よりも精神を重んじ努めて質素嚴肅に行ふ事
2 吉凶其の他の儀禮及び祝賀會等の場合の式服は禮儀に悖らざる限り

第二 實施期間

第一期 自九月十五日至昭和十八年三月廿一日

第三 實踐事項

一、生活刷新
1 冠婚葬祭の式は形式よりも精神を重んじ努めて質素嚴肅に行ふ事
2 吉凶其の他の儀禮及び祝賀會等の場合の式服は禮儀に悖らざる限り

平常服に儀禮章を着用するの風習を涵養し二重服装の無駄を合理化する事

3 盆墓其他の贈答は廢止制限する事

4 土産祝其他の祝品見舞品、山菓子供花等は努めて廢止する事

5 時候見舞、年賀状其他の挨拶状は廢止制限する事

6 通信には儀禮的な封書等は之を廢し、出來得る限り官製はがき等を使用する事

7 情實因習による社交を刷新すると共に訪問の際の土産は全廢する事

8 宴會は極力廢止し已むを得ない場合は之を質素にする事

9 各種歡迎送迎は嚴肅質素を旨とする事

10 會合、訪問等の時間は勵行し、其他時間の無駄を排除する事

二、簡素生活の樹立
1 切りつめ生活を實行し冗費を省く事
2 華美なる衣服、装身具の使用は全廢し簡素にして活動に便なる服装を用ふる事

3 住居家具は簡素を旨とし華美なる調度品の購入、使用を差控へる事

4 娛樂は最少の費用を以てし健全明朗なるものを工夫する事

5 遊藝遊樂は極力廢止する事

△消費節約の勵行
一、消費節約
1 日用品一切につき極力消費節約を圖る事
2 日用品一切の活用を圖り出來得る限り修理して永く使用すると共に死蔵衣服の再生を工夫する事
3 日用の燃料並マツチは極めて節約



青壯年 登録

今年も勞務動態調査と青壯年登録の九月末となりました、これら

の申告義務者は御承知の通り

- 1、勞務動態調査申告者
- 2、常時人を雇傭せる者
- 3、青壯年登録申告者

男子満十六歳から満四十歳迄の者
女子満十六歳から満二十五歳迄の者
で配偶者無き者
であります。戦時下の今日これら

軍國譽の家

軍人援護會ではこの秋も一家から二人以上の戦死者を出した軍國譽の家を表彰されます。本市のこの譽の家は左の四氏であります。

支那事變王子雄(兄)同盛作(弟)中村サト子氏、廣島市廣瀬北町

支那事變盛夫(弟)大東亞喜雄(兄)高須猛氏、廣島市河原町

支那事變正俊(兄)大東亞守正(弟)佐久間貞男氏、廣島市南千田町

支那事變滿(兄)大東亞海三(弟)高畑義明氏、廣島市宇品町

勞務動態調査も施行

あります。なほ不審の點が有りますれば遠慮なく市役所統計課(電話中五三〇〇番)へ御問合せ下さい。

納税報國 我が家の譽

の調査は極めて緊要でありますから一人の申告洩れのない様に注意せねばなりません。申告に要する用紙は市内各町の勞務動態調査員(各町内會長に尋ねると誰れがこの調査員かお判りになります)から配布をして九月末日現在でそれ、記入し來る十月十日迄に御提出下さい。若し用紙の配布を受けぬ方が有ります時は右調査員に貰つて御手續を済ませて下さい。萬一申告を怠ると處罰されるばかりでなく種々の不便が

名譽の戦死者

官等級	氏名	住所
海軍少佐	大橋 稔	皆實町三丁目
同三機曹	研岡 滿人	觀音本町
同	高橋 敦義	南觀音町
同	神田 末雄	己斐町
同	松本 猛	牛田町
陸軍大尉	品川 敬一	河原町
同經幹候		

第四 實施並に周知徹底方策

△市に於て實施する事項 (市常會開催、聯合町内會長會議開催、翼賛會廣島市支部役員會議開催、大日本婦人會廣島市支部役員會議開催、廣島

第五 懸賞募集

一、課題
戦時生活に合致したる家庭生活豫算の樹て方豫算表及家計簿にして實行しつゝあるもの

二、應募
市内居住者に限る
用紙は普通原稿用紙
町内會名、職業、住所、氏名を明記すること

三、賞

チフス豫防注射

全市に勵行される

昭和十七年十月三十一日
五、送先
四、締切
三、等拾五圓 三人
二、等五拾圓 二人
一、等壹百圓 一人

廣島市役所指導課に送付し封筒に「懸賞」と記入すること
六、審査員（未定）
七、當選発表
昭和十七年十一月三十日
八、其他

原稿は返却せず、當選のものには適當なる方法により發表す

第二期の運動實施要綱は概ね第一期戰時適正消費生活運動の結果に従ひ大綱を決定し左の如き運動を附加するものとす

一、心身鍛鍊運動 二、勤勞倍加運動 三、隣保團結運動 四、交通訓練運動

市内傳染病發生月報 (八月分)

町	各發生數	西白鳥町	大手八丁目	打越町	千田二丁目
荒神町	二	八丁堀	一	福島町	一
若草町	二	下流川町	一	江波町	一
愛宕町	一	昭和町	一	已斐町	一
的場町	一	仁保町淵部	一	吉島町	一
京橋町	一	仁保町南町	一	元字品町	一
比治山町	一	仁保町青崎	一	楠木一丁目	一
桐木町	一	小島町	一	楠木三丁目	一
段原日出町	一	國泰寺町	一	三篠本町三	一
段原大畑町	一	天満町	一	横川一丁目	一
				横川三丁目	一
				計	六六

町	第一回	第二回	各(管内内行場所)
南段原町、大洲町、南段原町、段原山崎、同日出町、東雲町上組(比治山校)	九・二七	九・二七	
矢野町(矢野校)	〇・二一〇	〇・二一〇	
尾長町、愛宕町、東盤屋町	〇・三三	〇・三三	
東盤屋町、西盤屋町、東盤屋町、西盤屋町、荒神校	〇・四四	〇・四四	
松原町、大須賀町、荒神校	〇・五五	〇・五五	
臺屋町、京橋町、的場町、土手町、金屋町、段原大畑町(段原校)	一・〇〇	一・〇〇	

市役所前掲示場

【條 例】

廣島市都市計畫街路事業公債條例制定ノ件
八月十二日 受益者負擔ニ關スル件、町内會副會長異動ノ件、聯合町内會副會長異動ノ件

【告 示】

八月十四日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月十五日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月十八日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月十九日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月二十日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月廿一日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月廿二日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月廿三日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月廿四日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月廿五日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月廿六日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月廿七日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月廿八日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月廿九日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

八月三十日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月一日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月二日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月三日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月四日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月五日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月六日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月七日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月八日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月九日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月十日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月十一日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月十二日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月十三日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月十四日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月十五日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月十六日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月十七日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月十八日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月十九日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月二十日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月二十一日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月二十二日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月二十三日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月二十四日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月二十五日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月二十六日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月二十七日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月二十八日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月二十九日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

九月三十日 町内會分劃設置ノ件、町内會副會長異動ノ件

水害義捐金(個人疎出)

- 金拾圓 猿樂町 岩崎永助
- 金拾圓 大手町七丁目 太田看護婦會一
- 金拾圓 鐵砲屋町 天理教一宇會廣島市支店
- 金拾圓 廣瀬北町一丁目 十二組員一同
- 金拾圓 大手町八丁目 加藤久一
- 金拾圓 尾長町 土岡工場産業報國會
- 金拾圓 大手町一丁目 千代田生命廣島支店
- 金拾圓 大手町一丁目 銀行廣島支店
- 金拾圓 大洲町 國光百次郎
- 金拾圓 大洲町 廣島硝子工業株式會社 従業員一同
- 金拾圓 大洲町 勝見庄吉
- 金拾圓 皆實町三丁目 野田貢
- 金拾圓 雜魚場町兒玉眼科内 森原ミタヨ
- 金拾圓 猪掛照子
- 金拾圓 桶那青年團員
- 金拾圓 鐵道運輸部 鐵道機關船佐野島
- 金拾圓 藏 薩摩野島
- 金拾圓 大洋工業 女子寄宿舎一同
- 金拾圓 北坂町 岩井大吉
- 金拾圓 八丁堀 廣島第七日基再臨教會
- 金拾圓 佐伯郡沖村畑 川西為次郎
- 金拾圓 大洲町 南盤屋町 警防分團員
- 金拾圓 代表 熊野悟
- 金拾圓 淨土宗廣島市内寺院一同代表
- 金拾圓 耕田八洲
- 金拾圓 東觀音二丁目東區 田頭音吉
- 金拾圓 廣島淨土宗蓮友講中
- 金拾圓 大手町九丁目 關豐太郎
- 金拾圓 西盤屋町本通り 八木範一
- 金拾圓 幟町 松尾信次
- 金拾圓 日本赤十字社廣島支部廣島市委員部
- 金拾圓 草津町 某氏
- 金拾圓 廣島市會議員一同
- 金拾圓 金五拾圓 廣島市會議員一同
- 金拾圓 金五拾圓 廣島市會議員一同
- 金拾圓 廣島昭和高等女學校生徒一同
- 金拾圓 廣島昭和高等女學校生徒一同
- 金拾圓 廣島昭和高等女學校生徒一同

デング熱御用心

蚊を退治するが安全第一

南方の奇病「デング熱」については本市報五月號で既に御警告申し上げたが、果然これが内地に侵入し各地に話題をまいてゐます。特に廣島縣は南方との交通が頻繁なので、現在では一名の患者も出してゐないものの、何時發生を見るかわからないので、縣衛生課では去る九月十四日豫防対策を協議しましたが、デング熱の病原體ならばに傳染系統は不明であるが、結局蚊が媒介することは間違ひないところから、次の対策方針を立て、この際蚊軍掃滅戰を展開するやう次の通り縣民に希望し、この旨を縣下警察、衛生組合、隣組常會を通じて周知徹底させると同時に縣醫師會に對しては疑はしい患者が發生した場合は即刻警察に届出を要し、十五日通牒を發せられましたが、水害地は特に蚊が急に猖獗してゐる

明であるが、結局蚊が媒介することは間違ひないところから、次の対策方針を立て、この際蚊軍掃滅戰を展開するやう次の通り縣民に希望し、この旨を縣下警察、衛生組合、隣組常會を通じて周知徹底させると同時に縣醫師會に對しては疑はしい患者が發生した場合は即刻警察に届出を要し、十五日通牒を發せられましたが、水害地は特に蚊が急に猖獗してゐる

【デング熱豫防対策】

- 一、長崎とか神戸方面等の流行地へは急がぬ旅行は當分延期すること
- 二、高熱で疼痛發疹等ある場合は直ちに醫者の診察を求めること
- 三、蚊の發生を防止するため下水、水溜の掃除など流水清掃に努めること、とくに水槽の水替を頻繁にする、また生花の水を度々替へること
- 四、蚊帳は不用と無駄を覺悟で當分使用すること、特に赤やんの枕蚊帳は忘れぬこと

潮入菜園には 畝作りがよい

秋野菜を作りませう

潮入り畑は三年の不作——と申されます。これがため折角精が出てゐた家庭菜園や空閑地利用もなほざりにされてゐるやうですが、農家の耕地でも「清水洗ひ」を勵行して潮抜きをすれば早く利用出来るやうになるのですからこれより小面積の菜園や空閑地利用は少しの工夫で美事に栽培がつけられるのであります。

畝(ウネ)作り法 これがためには浸水した畑の上に他から肥土を持つて来て三寸位の厚さに敷き、これに根の深く入らぬ白菜とか、ホウレン草とかいふ葉菜を植える方法が一番よいのですが、これは甚だ厄介です。一般には畝作り法がよろしいです。これは畑に畝を作りこの畝に白土とかその他清水を屢次やつて鹽分を下がらせ、その上草木灰・厩肥・堆肥を施して杓子菜・白菜・ホウレン草・春菊・三つ葉・葱・京菜・蕪菁などの葉菜を植ると十分に育ちます。野菜の不十分の此の節です。から寸土も活かしてたとへお味をつけるの實なりとも自給して榮養を補はれ

ますやうお褒めいたします。

さて野菜を蒔付けてからは手入れが大切です。殊に今からは害虫の発生期ですからこれが捕殺に注意する一方、大根や菜類は發芽後の間引の仕方、野菜がよくなるが悪くなるかきまるものですから十分氣を付けねばなりません。

大根の間引方：發芽後甲分葉の伸びた時甲分葉の正しいハート型をしたのはよい根のものであるからこれを残して他の形の悪いものを間引くこと。また葉の色が濃緑色のものは悪く却つて鮮緑色のものがよいからこれは残すやうにすること、更に根が赤味がつたものは一般に悪いものだからこれも取り去ること。次に間引の時期ですが大根の間引は早くせぬと生育を害しますから早目にする方がよろしい。間引方は第一回間引 甲分葉の十分展開の頃に一寸間隔位に間引 第二回間引 十日位後に本葉三、四枚の時行ふ

第三回間引 十日乃至十三日位後に本葉六、七枚の時に株間を五、六寸間引くこと
間引が終つたら常に浅く中耕をして薄い下肥を施しますと一層早く太くなります。

白菜等の作り方：白菜や廣島菜は家庭の漬物用としてなくてはならぬものです。大根と同様間引の利用が最も大切です

第一回間引 甲分葉展開後早く行ふ
第二回間引 十日位後本葉五枚位の時行ふ
第三回間引 十日位後本葉十枚位の時行ふ
時四、五寸間隔に間引く
間引の注意としては品種により多少の相違はありますが大體左の標準により残すのであります。

一、葉柄、中肋の白色なるものを、葉片が可成葉柄の基部まで附着せるもの
一、葉のきざみ浅く多少の皺あるもの
中耕は間引の都度浅く行ふて土寄せをなし第二回間引以後は特に浅くして追肥は中耕後薄い下肥を施します。

十月に蒔くホウレン草：ホウレン草は灰や石灰を施して打返した畑に播くとよろしい。播種は坪二合内外で三尺畦に二條播として五分位の土を覆ひます。種子は一晝夜位水に浸して木灰と混ぜて蒔くと良い芽が出ます。肥料は多い程がよろしく木灰・堆肥や鶏糞が殊によろしく追肥

は肥切れのせぬ様十日目位に施し生育中三、四回中耕除草して根の發育を助けねばなりません。
秋蒔ホウレン草は播いてから七十日から九十日目位から採取するので十月始めに播けば十二月頃收穫することになります。これが重寶さについては申すまでもなく蔬菜の王様であります。

町内會正副會長異動

新聯合町内會會長 (大芝)加土廣次
新聯合町内會副會長 (己斐)井上忠一
(舟入)脇田長市(尾長)大原良宅、有野前三郎(大芝)土井午吉
新町内會會長 (己斐)東本町(鹽谷)惠光
(同)中本町(井上)忠一(同)西本町(田中)武一(古田)田方(力)田周(上)上流川(上)三佐尾貫一
新町内會副會長 (小磯)上田操(己斐)中本町(香月)吾市、入川吾九(同)西本町(美能)茂一、(山岡)昇(同)東本町(和田)滿苗、(西光)勘治(若草)町(龍田)興作

衛生正副組長異動

新衛生組長 (舟入)川口町(西組)高橋隆彦
△(大手)町(八丁)目南組(正)岡一燕△(西)平塚町(安田)壽夫
新副組長 (横川)町(一丁目)岡田俊造△(西)觀音町(二丁目)西組(山)廣野男△(舟入)川口町(西組)坂本熊吉△(西)鹽屋町(中)通(久保)田廣△(松川)町(池田)壽男△(千田)町(三丁目)南組(中)前(成)△(皆實)町(三丁目)東部(林)壽一

罹災者への物資配給

手續洩れはありませんか

曩の水害にあたり生活必需物資を亡くしたり、通帳切符を失つた方もあること、考へ、市は去る八月二十九日各町内會長宛左の依頼狀を發し機宜の御措置を御願ひ致しましたが、混雜の際となほ手續の濟んでゐない方がありますれば夫れ、町内會長へ御申出下さい。

災害罹災者に對する物資配給に關する件

今回の水害の爲生活必需物資を亡失し又は切符通帳を毀損又は亡失した者に對しては自今左の通り御措置願ひます。

記

- 一、通帳切符を亡失又は毀損したる場合十分調査の上通帳切符を亡失したること確實なる場合は「罹災再交付」と朱書の上に通帳切符を作成すること。毀損した通帳又は切符は一應提出させ之と引換へに新に通帳、切符を作成すること。
- 二、物資を亡失したる場合町内會長は罹災者より通帳、切符を提出せしめ、其の(再交付の場合)は新通帳、切符)表紙に左の通り朱書捺印して交付すること。
- 1、手持物資全部が亡失又は使用不能となりたる場合

「何月何日水害(又は火災)要即日配給」とすること

- 2、物資の一部亡失又は使用不能となりたる場合「何月何日水害(又は火災)要〇月〇日より配給」とすること
- 3、物資が一時使用不能となりたる場合(例へば燃料等)「何月何日水害要線上配給」とすること

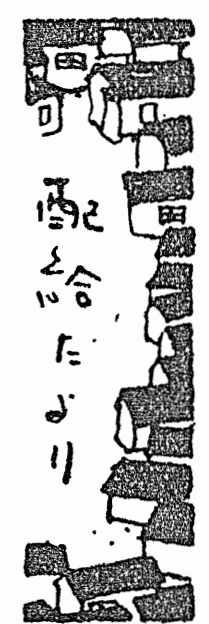
今回は限り味噌、醤油、砂糖、鹽は線上配給すること、し特別の配給は致しません。

右通帳、切符を配給所へ持参すれば配給所は其の指示通り配給します。

増加圖書目録(四)

廣島市立淺野圖書館

船津傳次平 和田 傳 一〇〇圓



- 八月十四日 石嶮(化粧石嶮、洗濯石嶮) 割當量各一人當〇・二三箇強
- 同 廿八日より 水害罹災地に對する生活必需品配給開始
- 九月四日 九月分菓子配給一人當三十

汪精衛自敘傳 安藤德器譯 一・〇〇圓

明治の三老農と呼ばれる船津傳次平の生涯を描いた傳記小説である。

三省堂發行の雜誌「書齋」掲載された書齋又は讀書・圖書に關する諸家の評論・隨筆を纏めたもの

日本の底力 下村海南 一・〇〇圓
老來益々健筆なる著者が、新體制の時事問題を批評解説したものと又身邊雜記感想類を軽く語るもの、内外政局の動きにつき婦人雜誌上に對話風に解説したもの等を収めた隨筆集。

冬の華 第三 中谷宇吉郎 三・〇〇圓

低温研究に従事する著者の、其の方面の隨筆をはじめとして専門外の美術其の他に關する感想文等をも収めた隨筆集である。

臣民の道精解 附戰陣訓精講 大串兎代夫 〇・〇〇圓

臣民の道及び戰陣訓の解説書として、原文の章節毎に大意及び語釋を簡明に記し、參考知識をも附説したもので、此の種の解説書としては手頃のものである。

考古學入門 濱田青陵 一・〇〇圓

昭和四年九月アルス社刊「日本兒童文庫」中の「博物館」を新に改題せるもの。

- 九月十日 蔬菜割當配給制實施 割當量一人一日四十匁
- 同 冷凍魚特別配給 割當量一人當十五匁
- 同 災害用清酒及燒酎の町内會に對する割當配給 割當量一七〇人に對し一升の割
- 同 十一日 公用作業に對する町内會備付地下足袋割當配給 割當量一〇〇人に對し一足の割

最近町内會へ發した文書摘録

- 八月十七日 防空待避所設置指導者講習並に協議會開催の件、隣保班長及び隣保班並に各家庭防空基礎訓練の件(防衛課)
- 同 十八日 昭和十七年度隣保班長防空教育實施の件(同上) 同 十九日 體溫計無料検査執行の件(商工課)、國債並に債券消化依頼の件(指導課) 同 廿一日 國策輸送協力運動の件(同上) 同 廿二日 家庭用菓子特配の件(商工課) 同 廿四日 機械工訓育所入所生募集の件(同上) 同 廿六日 勞務動態調査員推薦方の件依頼(統計課) 同 廿八日 罹災者調査報告の件指導課) 同 廿九日 勤勞報國隊出動の件(同上) 同 三十日 防空待避所設置資材交付の件(防衛課)
- 同 卅一日 災害復舊資材配給の件(商工課)
- 九月一日 時局防空必携に掲ぐる防空準備促進の件(防衛課) 同 四日 九月の大詔奉戴日實施方策の件(指導課) 同 六日 家庭用蔬菜割當配給の件(商工課)
- 同 七日 九月分食糧米配給に關する件(同上) 同 八日 冷凍魚等配給の件(同上)
- 同 十日 國債並に債券消化の件(同上)



家庭生活を計量的に處理すること
が如何に大切であるかは、そのあら
ましを申述べて置きましたが、現在
の如き戦時下に於きましては一層そ
れが大切でありますから、此の際一
家の主婦は改めて自己の家庭生活を
計量的角度から詳しく見直し、無駄
を省いて生活の合理化を計らねばな
らぬと思ひます。それは取りもなほ
さず自己の生活を向上させることと
あると同時に國家への御奉公の一つ
であるのです。

我々は常に「一家の繁榮はお臺所
から」と云ふ言葉を忘れぬ様に、又
「銃後の守りは女の腕で」と云ふ心
意氣で飽くまでも進んで行きたいも
のです。

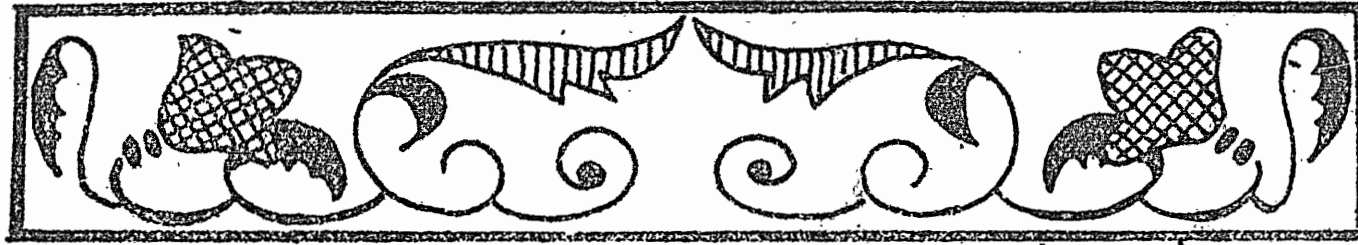
この際御参考までに各種計量關係
の數字をお目にかけます。

一、家庭内で重寶な計器
秤 木製(一貫文) 價 二百圓
秤 金屬製(五兩) 價 四百圓

Table with 3 columns: Item Name, Unit/Measurement, and Price/Value. Includes items like scales, thermometers, and kitchen tools.

所得調査委員 十月十日選舉執行
廣島市告示第四〇八號
廣島稅務署所轄内市部所得調査委員
及補缺員選舉ヲ左ノ通り執行ス
一、投票及開票ノ場所 大手町國民
學校
二、投票ノ日時 昭和十七年十月十
日午前八時ヨリ午後五時迄
三、開票ノ日時 同日午後六時
四、選舉人名簿副本縱覽期間 昭和
十七年九月二十日ヨリ九月二十
四日迄五日間
昭和十七年九月三日
廣島市長 藤田若水

Table showing nutritional standards for children and infants, including categories like '乳兒' (Infant) and '幼兒' (Child) with associated calorie and nutrient values.



廣 島 市 報

號八十六百第

昭和十七年十月十九日 印刷
昭和十七年十月二十日 發行
定 額 一 部 五 金 幣

所發行 廣 島 市 報
所印刷 廣 島 市 報
所發行人 廣 島 市 報
所發行者 廣 島 市 報
所發行者 廣 島 市 報
所發行者 廣 島 市 報

度量衡甲種取締執行

●廣島市告示甲第四三七號

廣島市度量衡取締規程第四條但書ノ規定ニ依リ度量衡ニ關スル甲種取締

ヲ左ノ通り執行ス

昭和十七年十月二十一日

廣島市長 藤 田

若 水

十一月五日	大河國民學校	旭町、霞出
自午前十時		
至午後二時		
同 六日	同	仁保町
同 七日	楠那國民學校	同
同 九日	仁保國民學校	同
同 十日	同	同
同 十一日	同	同
同 十二日	青崎國民學校	同
同 十三日	同	同
同 十四日	矢賀國民學校	矢賀町、自
		一丁目、至
同 十六日	尾長國民學校	尾長町
同 十七日	同	同
同 十八日	同	愛宕町
同 十九日	同	若草町、
		東蟹屋町
同 二十日	荒神國民學校	大須賀町
同 廿一日	同	松原町
同 廿四日	同	猿橋町
同 廿五日	同	荒神町
同 廿六日	同	同
同 廿七日	同	西蟹屋町
同 廿八日	同	同
同 三十日	同	南蟹屋町
		大洲町

一、新穀感謝の念を深めませう 畏くも

天照大神は皇孫を此の國に御降し給ひ稻穂を授けられてより御歴代天皇の御聖恩により今日國民の尊い食糧となりました。二十三日の新嘗祭は、天皇陛下親しく天神地祇に新穀を供へ給ひ、神々と共にきこしめさせ給ふ嚴肅な祭儀であります。この日を中心として全國一齊に新穀感謝の行事が行はれます。お互に一粒の米にこもる有難い神恩、皇恩に感謝し奉り、相戒め彌々食糧尊重、食糧増産の念を深め次の事項を實行しませう。

十一月常會徹底事項

- 1、新嘗祭當日は必ず氏神に参拜し、各家庭では毎朝神棚にお供へしませう。
 - 2、食物はすべて「勿體ない」の氣持で調理し、よく咀嚼して食べ、食前、食後には必ず感謝の言葉を捧げませう。
 - 3、食糧配給に携はる方は扱ひを丁寧に、公平に、消費者は感謝の氣持で受けませう。
 - 4、空地を利用して盛んに蔬菜の栽培に努めませう。
- 二、燃料と電氣の消費節約に努めませう 家庭の燃料や電氣を節約して、生産擴充や、國防上必要な方面へ廻すやうに努めませう。こ

三、國債、戦時債券の完全消化に努めませう

十月二十二日から十一月二日迄國債が、十月十五日から十一月十日迄戦時債券が全國一齊に賣り出されます。市民擧つて各割當額の完全消化に努めませう。本市割當額は次の通りです。

國債 百參拾五萬七千七百七拾五圓
債 券 百五拾九萬貳百八拾五圓
(註) 十月二十一日發行の「週報」第三一五號に、戦時遂行の原動力である燃料と電氣の節約について記されて居ります御一覽をお奨めします。(係り)

此の欄は必ず常會で朗讀して下さい

妊産婦手帳で

必需物資の配給

手帳利用の心得二つ三つ

妊産婦の方は十月一日から妊産婦手帳を使つて物資の配給を受けられることになりました。

この方法によつて配給される品目は現在のところでは左の通りであります。

品目	証明者	備考
米穀増量	不	町内會扱ひ
特殊米配給	醫師證明	
妊産婦用 衣料切符	町内會長のま	十月一日以
出産用 ガーゼ	産婆よりま	後の出産兒
胎脂綿	産婆よりま	は證明不要
乳製品牛乳粉	乳幼児體力管	
糖	理醫の證明	
出産用燃料	不	要

妊産婦の方で妊産婦手帳を受けておられない方は此の際至急市役所保健課に妊産婦届を出して右手帳をお貰ひにならぬと何かと御不自由でありま

新聞の會

この證明が済みますとこれを市役所商工課にお示しになれば商工課では妊産婦手帳の一番終りの「必要記事」欄に「交付済」の旨を記入して夫れ「切符」をお渡し致します。

徴兵適齡者

十一月中に届出る

昭和十八年度の徴兵適齡者に對する注意事項の二、三を申述べると次の通りであります。

鎌の奉仕者心得帳

收穫の秋に増援部隊として農家への奉仕をされる方々は是非左の心得を辨へて下さる。

- 1、生年月日 自大正十一年十二月二日生至同十二年十二月一日生
- 2、徴兵適齡届 戸主又は本人若は家事擔當者より本年十一月中に徴兵適齡届を提出のこと△本市在籍者で現在住所の分つて居る者には届用紙並注意書を御届けしてあります。未だ來ない者は至急市兵事課へ申出のこと
- 3、兵籍編入届 徴兵適齡に達する前から志願で陸海軍の兵籍に編入せられある者は兵籍編入届(徴兵適齡届は入りませぬ)を提出のこと、届用紙は市兵事課に準備してあります
- 4、異動 徴兵適齡届出後戸籍又は住所に異動を生じた場合は直に其の旨市兵事課へ申出のこと
- 5、その他 詳細不明の場合は市兵事課へ問合せのこと

町内會正副會長異動

新聯合町内會長 (觀音、松原澤一) 飯田健作(楠木町三丁目)高田雄俊(宇品町御幸通十四丁目)田部力(翠町)中村勝一(新町内會副會長)楠木一丁目)武内軍二(細工町)島本秀吉(段原中町)三川謹藏(楠木三丁目)梅田玉一、石本盛雄(三篠本町四丁目)須澤秀三、小川龜三(堺町三丁目)柳川利一郎(吉島羽衣町一丁目)日下義穂

衛生組合役員異動

新組長 (宇品町東部下組) 島山庄一 △(矢賀町) 矢賀義太郎 △(富士見町上組) 森一夫 新副組長 (宇品町東部下組) 米本勘市 大成作市 △(矢賀町) 木村五三郎、中西敷之助、坂本信太郎、林庫一 △(富士見町上組) 根尾忠彦

話題

蔬菜貯藏

少しの工夫で大助り

野菜不足のお憂を幾分でも緩和すると同時に、枯湯期に備へて貯藏法を研究することは是非必要なことと今茲に主なる蔬菜の二、三に付て参考にして見たいと存じます。

厚く敷き其の上に白菜を一行並べに立てる此の際他の白菜に重味がかゝらぬ様に尻を平に切つて置くことが大切で、並べる場合は丈の高いものを南側に順々小さいものを北側に並べて傾斜をつけるやうにします。

朝夕の風がめつきり涼しくなりました。これからまたお子達が風邪に胃され易い季節になります。お母様方は御如才はありますまいが幼い兒のおありの方は今から幼い生命を脅かすデフテリヤ豫防注射を忘れぬやうお心掛けなさるやうお奨め申します。かゝりつけの醫師に御相談になれば御安心して出来ませぬ。

デフテリヤ注射

板圍ひ法に準じて貯藏するの最も方法です。大根、蕪菁 畑土を二尺餘り掘り下げ大根、蕪菁を倒伏に配列せしめ一尺餘りに土をかけたその上に粗穀が藪等を撒布して置きます。

- 1、降霜前に收穫すること
- 2、餘り小さい未熟の物は除く
- 3、晴天が續き土壌が乾燥した時に掘り取ること
- 4、無病、無傷のものなること
- 5、貯藏直後蒸熱を十分發散させる

名譽の戦死者

官等級	氏名	住所
海軍大尉	秋枝 三郎殿	牛田町
同機兵曹長	晝田 徳久殿	宇品神田通
同	柳田 寛殿	牛田町
同	平岡 節雄殿	江波町
同	田中 秋光殿	山手町
同	三警曹 上原 茂夫殿	尾長町片河

海軍一等兵	烟 康人殿	千田一丁目
陸軍中尉	今福 友市殿	舟入川口町
少尉	川瀬 軍三殿	平野町
軍曹	古川 正彦殿	舟入幸町
上等兵	宗政 三六殿	田中町
同	村上 顯三殿	段原末廣町
同	國川 守殿	西引御堂町
同	才木 一男殿	宇品神保通
同	栗本 光造殿	河原町
同	山縣 勝人殿	三篠本町二丁目
同	榑本 廣瀬北町	皆實二丁目

陸軍一等兵	福原 梅吉殿	牛田町
同	大成 次登殿 <td>宇品町</td>	宇品町
同	和田 康男殿 <td>富士見町</td>	富士見町
同	岡 弘殿 <td>福島町</td>	福島町
同	戸田 勝弘殿 <td>仁保町大下</td>	仁保町大下
同	石川 尙次殿 <td>十日市町</td>	十日市町
同	安藤 勤一殿 <td>宇品町</td>	宇品町
同	山田 昇殿 <td>富士見町</td>	富士見町
同	久保 利夫殿 <td>白島西中町</td>	白島西中町
同	今井 政一殿 <td>三篠本町四丁目</td>	三篠本町四丁目
同	吉田 福美殿 <td>牛田町</td>	牛田町



第七講

勸業施設

(三)

眞に恵まれた吾等の戦時下経済生活内容

今次聖戦が勃發して以來五年吾々國民は茲に五ヶ年の戦時生活を經驗して來た譯である。近代戦が國家總力戦の形態をとることは疑ひない所であるが、この五ヶ年に吾々の經驗した經濟生活は之を第一次歐洲大戰或は今次歐洲大戰の參加諸國に比較するに甚だ恵まれたものだといはざるを得ない。

「物が足りない、物價が高くなつた」と一部に不平らしい聲を聞くことはあるが、五年の戦争を繼續してゐる今日、一人の餓死者も一人の凍死者も見なかつたことはまことに有難いこと、いはねばならぬ。否、戦前に比べると何と、乞食の少くなつたことであらう。これひとへに大御稜威の然らしむるところで吾皇國が世界に冠たる所以でもある。

斯くの如く吾々が現在まで經て來た戦時生活は甚だしく恵まれたものではあるが、これが即ち戦時生活であり今後亦この程度であらうと考へる者があるとするればそれは甚しい誤謬であるといはざるを得ない。今や我國は世界の最強米、英を撃滅せ

んとしてゐるのである。吾々の生活が眞に戦争に参加するのは將にこれからである。

四十萬市民のお臺所

統制經濟係の生ひ立

さて今日四十萬市民の臺所といはれる『統制經濟係』が市商工課に誕生して滿二年の歳月を経たが、その沿革は正に叙上の戦時下市民の經濟した生活史の一片でもある。昭和十二年九月十日所謂「臨時措置法」が發布されて先づ貿易の部面に制限が下された。次で翌十三年春頃からぼつ／＼と生産資材の在庫調査などが命ぜられて來た程度である。これがそも／＼商工課にこの係が生まれる端緒であつた。これにおつかふせに輸入品、鐵、銅等金屬類の生産資材配給統制が實施された。それと併し時を同ふして暴利取締令が強化され、價格統制の第一歩が踏み出され

て來たのである。爾來生産資材、輸出入品等の全面的制限統制が年と共に次第に擴大強化されて來た。支那事變勃發以後三ヶ年の此の時期に本市産業部の事務内容が受けた變化は成程舊經濟機構崩壞の苦惱の表現ではあつたが、消費部面である吾々市民生活には單に副作用的或は二次的作用を及ぼしたに過ぎない。然し乍らこの副作用は日に月に強烈さを加へる傾向がひし／＼と國民の身近に感ぜられ始めて來た。これをいつまでも放置出來ない時期がやつて來たのである。「消費規正」の語は漸く衆人の口に上り始めて來た。本市の昭和十五年度臨時部產業諸費の豫算面に新に「臨時統制經濟諸費」の一項が追加計上されたのは昭和十五年四月である。

統制經濟係で扱ふ生活必需品の配給

斯くして生れた統制經濟係の扱ふべき事務を「廣島市役所處務規程」は次の様に規定してゐる。

物資の需給調整に關する事項△生活必需品配給切符に關する事項△價格統制に關する事項△物資需給状態調査に關する事項△其の他經

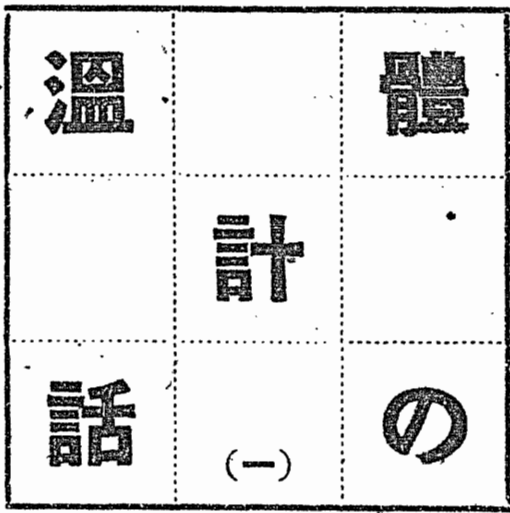
- 一〇、二 第四回砂糖配給、三斤
- 一〇、五 十月分菓子一人當三十錢
- 一〇、七 石鹼(化粧洗濯)、家庭用、出産用、幼児用
- 一〇、一三 第五回食料油 一人當九勺

濟統制に關する事項
右に見らるゝ通り「統制經濟係」の分擔事務は生活必需品の配給に關する事項のみではない。併し乍らその現實は如何であらうか、經濟統制が進むにつれ各品種需給調整協議會が次々と組織せられ現在では資材關係、價格關係の統制は殆んど市町村事務の分野からは姿を消したのである。

之に反し生活必需品方面の統制は昭和十五年十月の砂糖配給統制を魁として燎原の火の如く擴大され現在法令に依るもの、自治的に行はれるものを合し本市に於て取扱ふものは概略左の種目に涉つて居る。

普通配給物資(町内會を通じて配給するもの) 1米穀、2砂糖、3味噌、4醬油、5蔬菜(臨時)、6小麦粉、7干麴、8雜穀、9食料胡麻油、10甘藷、11鶏卵、12食肉、13麵粉、14菓子、15鹽、16燃料、17釘、18石鹼、19普通衣料切符、(現在市役所扱)

特別配給物資(市役所で特別切符を交付するもの) 1米穀(臨時同居人用)、2砂糖(人工哺乳用病人用)、3味噌(冠婚葬祭入院患者用)、4醬油(同上)、5蔬菜(同上)、6鶏卵(病人用醫師會に於て交付)、7菓子(祭典用慰問用)、8鹽(冠婚葬祭用季節物用)、9片栗(病人用町内會扱)、10牛乳及乳製品(育児用病人用)、11燃料(病人用出産用)、12清酒(冠婚葬祭用)、13業務用衣料品、14特別衣料切符、15地下足袋、16ゴム底布靴、17勞働作業衣



體温計の概念

體温計は人間又は家畜類の身體の温度即ち熱を測る道具で、度量衡法の規則の上からいふと、計量器の内の温度計の一種である。昔は硝子管の中に半分程水を入れたものを水の上部空気が入つてゐる部分に人握らせて、水の降る程度によつて熱の有無を見たものである。それが段々と進歩して現今使はれてゐる様なものに變つて來たのである。

此の頃一般に使はれてゐる體温計は硝子管の一端に球になつたところがあつて、その中に水銀を入れてあり他の一端は封じてある。昔の空氣が今は水銀に變つただけで、體温を計る理窟には昔も今も變りはない。

體温計の目盛は昔は使用する人が勝手にきめて居たが、それが一定されて今の様子に攝氏(略字C)の目盛になつたもので、我國では尠くとも三十五度から四十二度までの目盛が定めなければならぬことに規則で定めてある。この攝氏の目盛といふの

體温計の用途

人間の體温は平常次のやうに殆ど一定してゐるものであるが、身體に故障が起きると體温は上昇する。即ち病氣になると熱が出るのである。

幼時 三十七度—三十七度五分
兒童 三十六度五分—三十七度
成年 三十六度二分—三十六度五分
老年 三十六度—三十六度五分

右の表は大體の標準であつて各人によつて多少異なり、朝は低く、夕方が高い、運動した後も多少體温が昇るのが普通である。この熱の有無を知るには體温計が必要である。よく額等に手や唇をつけて熱の有無を

計るが、この方法は簡便なだけに正確には測れない。體温計であれば正確に測ることが出来る。

體温と健康との關係は前に記した通りであるから時々體温を測るやう心掛ければ病氣を早く發見することが出来る。人間の感覺では普通二三分位の體温の異状は一寸わからないが、この輕微な熱が病氣の前觸れであることが屢次であるから斯様の場合體温計で正確に測つて病氣の輕い間に手當を加へて早く治す様にしないでならぬ。尤も前にも記したやうに體温は人によつて異つてゐるから二、三分位の體温の異状は平常の體温を知つてゐないと見逃すことが往々あるから平素體温計を自分の體温をよく知つて置くことが必要である。

さて病氣に罹つた時は出来るだけ正確に檢温することは無論必要であ

新町名曙町設定

福島町の一部分も
己斐町に分割編入

廣島市尾長町地内土地區劃整理の結果従来の尾長町字四ノ割、同五ノ割及び東蟹屋町鐵砲一ノ割、同二ノ割並同町字二ノ割、三ノ割、四ノ割を分割して曙町一丁目乃至同六丁目と改稱、十月一日から實施する旨去る九月二十九日附で公告された。尙己斐町才崎新開東側の一部(己斐橋西詰下手)は従來福島町分で同町堤防外開となつてゐたが、去る九月二十八日附縣指令を以て之を己斐町に編入字名を才崎新開とする許可あり來る十一月一日から實施されることゝなり十月五日公告された。

市内傳染病發生月報

(九月分)

町名	發生數	種別	町名	發生數	種別
町	一	廣瀬元町	三	三	仁保町
平田屋町	一	段原日出町	一	一	中廣町
小網町	一	千田一丁目	一	一	中島新町
南段原町	一	三條本町	一	一	古田町
牛田町	三	段原中町	二	二	舟入幸町
皆賀一丁目	一	水主町	九	九	鷹匠町
立町	一	仁保日字那	一	一	平塚町
舟入川口町	一	東觀音町二	一	一	白鳥町
京橋町	一	西引御堂町	一	一	下中町
尾長町	二	西觀音町一	一	一	斜屋町
材木町	一	中島新町	一	一	計
大手九丁目	一	西白鳥町	一	一	一〇二
		仁保町向洋	一	一	
		西九軒町	一	一	
		石見屋町	一	一	

市營工業港修築

十七年度分豫算追加議決

●廣島市告示第四二七號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度廣島市特別會計廣島工業港修築費歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十七年十月十二日
廣島市長 藤田 若水

昭和十七年度廣島市特別會計廣島工業港修築費歳入出豫算追加

第一項 一般會計繰入金 金參萬圓
第一項 一般會計繰入金 金參萬圓
第四款 國庫補助金 金千七拾壹圓
第一項 國庫補助金 金千七拾壹圓
第五款 財產賣拂代金 金百七拾七萬八千九百貳拾九圓
第一項 土地賣拂代金 金百七拾七萬八千九百貳拾九圓
歳入合計金百八拾壹萬圓

第三款 廣島工業港修築費 本年支出額 金百八拾壹萬圓
第一項 廣島工業港修築費 本年支出額 金百八拾壹萬圓

歳出合計金百八拾壹萬圓
歳入出豫算追加 歳入 金參萬圓
第一項 前年度繰越金 金參萬圓
第七款 繰越金 金參萬圓
第一項 前年度繰越金 金參萬圓
歳入合計金參萬圓
歳出臨時部 歳入 金參萬圓
第七款 繰越金 金參萬圓
第一項 繰越金 金參萬圓
臨時部計金參萬圓
歳出合計金參萬圓
歳入出豫算追加 歳入 金參萬圓

●廣島市告示第四二五號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十七年十月十二日
廣島市長 藤田 若水

昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加

第五款 地方分與稅 金五萬七千七百七拾八圓
第一項 都市配付稅 金五萬七千七百七拾八圓
第三款 縣補助金 金九萬千圓
第一項 縣補助金 金九萬千圓
第六款 繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第一項 前年度繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第七款 市債 金五拾萬圓
第一項 市債 金五拾萬圓
歳入合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出臨時部 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓
第一項 災害諸費 金七拾萬五千六百六拾五圓
臨時部計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳入出豫算追加 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓

●廣島市告示第四二三號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十七年十月十二日
廣島市長 藤田 若水

昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加

第五款 地方分與稅 金五萬七千七百七拾八圓
第一項 都市配付稅 金五萬七千七百七拾八圓
第三款 縣補助金 金九萬千圓
第一項 縣補助金 金九萬千圓
第六款 繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第一項 前年度繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第七款 市債 金五拾萬圓
第一項 市債 金五拾萬圓
歳入合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出臨時部 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓
第一項 災害諸費 金七拾萬五千六百六拾五圓
臨時部計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳入出豫算追加 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓

災害諸費

七十萬圓議決

●廣島市告示第四二〇號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十七年十月十二日
廣島市長 藤田 若水

昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加

第五款 地方分與稅 金五萬七千七百七拾八圓
第一項 都市配付稅 金五萬七千七百七拾八圓
第三款 縣補助金 金九萬千圓
第一項 縣補助金 金九萬千圓
第六款 繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第一項 前年度繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第七款 市債 金五拾萬圓
第一項 市債 金五拾萬圓
歳入合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出臨時部 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓
第一項 災害諸費 金七拾萬五千六百六拾五圓
臨時部計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳入出豫算追加 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓

防火改修助成費更正

●廣島市告示第四二三號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十七年十月十二日
廣島市長 藤田 若水

昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加

第五款 地方分與稅 金五萬七千七百七拾八圓
第一項 都市配付稅 金五萬七千七百七拾八圓
第三款 縣補助金 金九萬千圓
第一項 縣補助金 金九萬千圓
第六款 繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第一項 前年度繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第七款 市債 金五拾萬圓
第一項 市債 金五拾萬圓
歳入合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出臨時部 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓
第一項 災害諸費 金七拾萬五千六百六拾五圓
臨時部計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳入出豫算追加 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓

納稅組合

●廣島市告示第四二三號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十七年十月十二日
廣島市長 藤田 若水

昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加

第五款 地方分與稅 金五萬七千七百七拾八圓
第一項 都市配付稅 金五萬七千七百七拾八圓
第三款 縣補助金 金九萬千圓
第一項 縣補助金 金九萬千圓
第六款 繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第一項 前年度繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第七款 市債 金五拾萬圓
第一項 市債 金五拾萬圓
歳入合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出臨時部 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓
第一項 災害諸費 金七拾萬五千六百六拾五圓
臨時部計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳入出豫算追加 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓

銃後の砲壘

●廣島市告示第四二三號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十七年十月十二日
廣島市長 藤田 若水

昭和十七年度廣島市歳入出豫算追加

第五款 地方分與稅 金五萬七千七百七拾八圓
第一項 都市配付稅 金五萬七千七百七拾八圓
第三款 縣補助金 金九萬千圓
第一項 縣補助金 金九萬千圓
第六款 繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第一項 前年度繰越金 金五萬六千參百八拾七圓
第七款 市債 金五拾萬圓
第一項 市債 金五拾萬圓
歳入合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出臨時部 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓
第一項 災害諸費 金七拾萬五千六百六拾五圓
臨時部計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳出合計金七拾萬五千六百六拾五圓
歳入出豫算追加 歳入 金七拾萬五千六百六拾五圓

海軍志願兵

募集始まる

一、志願年齢 自十五歳至二十一歳
(昭和十八年十一月一日現在)
二、願書提出期日 昭和十八年一月九日迄
三、願書用紙並心得書 市兵事課又は最寄の海軍志願兵相談所(市内五十餘ヶ所)で篤志家が世話をみて呉れる)で願書用紙と心得書を貰つて其處へ願書を提出して下さい
四、検査期日及び場所 昭和十八年一月二十二日より市公會堂
五、海軍志願兵受檢者参考書 願書を提出した者には受檢の好資料たる参考書を差上げますから早く願書を出して此の参考書に依つて準備すれば有利であります。
六、青年學校並國民學校生徒は同校の先生に申出て願書用紙と心得書を貰ふこと。

市議選法中改正

廣島市條例第一〇號

廣島市會議員選舉區條例
例中改正條例制定ノ件
廣島市會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ廣島市會議員選舉區條例中改正條例左ノ通り定ム
昭和十七年十一月一日
廣島市長 藤田 若水
廣島市會議員選舉區條例
例中改正條例
昭和四年五月廣島市條例第二號廣島

市役所前揭示場

揭示ノ告示件名

〔條 例〕
十月一日 廣島市會議員選舉區條例中改正條例制定ノ件
〔告 示〕
九月十六日 聯合町内會長異動ノ件
同十七日 受益者負擔ニ關スル告示ノ件
同十八日 町内會正副會長異動ノ件
同十九日 町内會副會長異動ノ件
同二十日 町内會負擔ニ關スル件
同廿一日 町内會正副會長異動ノ件
同廿二日 町内會負擔ニ關スル件
同廿三日 町内會長異動ノ件
同廿四日 圖書館休館ニ關スル件

最近町内會へ發

送した文書摘録

九月十日 防空態勢の整備強化の件(防衛課) 郷土部隊隊間交際集方の件(社會課) 同十二日 陽子アスチン豫防注射施行の件(保健課) 大瀧進轉記念日の件(秘書課) 同十四日 滿洲國承認十周年記念日の件(指導課) 同十六日 滿洲事變記念日の件(指導課) 同十七日 戦時生活實踐の件(保健課) 同廿一日 戦時生活實踐の件(保健課) 同廿二日 戦時生活實踐の件(保健課) 同廿五日 戦時生活實踐の件(保健課) 同廿六日 戦時生活實踐の件(保健課)

增加圖書目錄(五)

廣島市立淺野圖書館
樺太外交戰 太田 三郎 二〇〇圓
元文四年(二二九九年初めて日露接觸してより、それ以後の幕末に於ける樺太問題、明治初期の紛争、日露戦争後の割讓、大正以後の北樺太の利権問題等、樺太外交問題を歴史的に概述してゐる。附録として年表・参考書目を収む。
財政學 沙見 三郎 一〇〇圓

廣島市公債償還公告

八月二十六日日本市公債償還抽籤執行セシ處左記番號當籤ニ付來ル九月三十日該當證券引換ニ支拂可致候也
廣島市舊債償還借替公債 (ち號)
壹萬圓券 四、四〇、五五、六五、九七
壹千圓券 九六

廣島市第三期水道擴張費

舊債償還借替公債(り號)
壹萬圓券 四、貳壹、貳六、五參、七貳、七五
壹千圓券 貳九、參七、五貳、六六
右支拂場所 廣島市役所 株式會社
日本勸業銀行廣島支店
昭和十七年八月廿六日
廣島市長 藤田 若水

風水害義捐金

各町内會取纏めの分(一)

一五〇〇〇〇牛田町新町區△一六五、五〇
同丹土區△二七〇、五〇 同神田區△三七
五、五〇 同本町區△二〇〇、〇〇 同旭町區
△二六〇、五〇 早稻田區△五三八、五〇 同
南町區△一五二、〇〇 尾長町三本松△二
七〇、五〇 同山根區△一〇七、〇〇 同山根
西部△四二二、五〇 同片河組△二八〇、〇
〇 尾長町尾長組△五一、〇〇 同岩鼻組△
四六、〇〇 同荒神通△一七二、五〇 東蟹屋
町東組△二二二、五〇 同西部△一九五、二
〇 愛宕町△一五一、〇〇 西愛宕町△二八
二、〇〇 若草町△四一五、五〇 矢賀町△二
一九、〇〇 東青崎町△三一八、八〇 堀越△
四四八、二〇 青崎△一九五、〇〇 同洋本町
△一七、〇〇 同中町△一五〇、〇〇 同大
原△一五七、五〇 小磯△八七七、九〇 同大須
賀町△三一三、五〇 松原町△二二〇、五〇
猿猴橋町△三九〇、五〇 荒神町東組△一七
五、〇〇 同西組△三六九、〇〇 西蟹屋町本
通△三一九、五〇 同上通△二二六、二〇 同
中通△二九六、〇〇 臺屋町△二九五、五〇
京橋町△三四、五〇 的場町△四一三、七
〇 段原大畑町△四七九、五〇 同末廣町△三
八八、五〇 同新町上組△一〇七、五〇 同中
町上組△三五四、五〇 同東浦町上組△二
二七、〇〇 金屋町上組△二七八、〇〇 同下
組△二〇七、〇〇 桐木町△一四五、五〇 同下
組△二〇七、〇〇 松川町△四二〇、〇〇 比
治山町△三四三、二〇 松川町△四二〇、〇〇 比
治山町△三四三、二〇 松川町△四二〇、〇〇 比
目△四四五、〇〇 同町二丁目東組△五二
三、〇〇 同西組△一〇八六、五〇 同三丁
目東部△六三八、五〇 同西部△九八八、八
〇 翠町△三七三、〇〇 元字品町△七六、五

〇字品町御幸通九丁目△一七、五〇 同十
丁目△一七〇、〇〇 同十一丁目△一八〇、
〇〇 同十二、三丁目△一七九、〇〇 同十四
丁目△一四、三〇 字品町御幸通十五丁
目△二四七、三〇 字品町御幸通八、九丁目
△一二四、〇〇 同十丁目△一二二、二〇 同
十一丁目△一五三、五〇 字品町錦華園△
二二七、五〇 字品町神田通十二丁目△一
八二、四〇 同十三、四丁目△二九七、五〇
似島町△三〇八、五〇 二葉ノ里△五三六、
〇〇 東白鳥町△四七〇、二〇 白鳥九軒町
△二四五、〇〇 白鳥東中町△三六七、三〇
白鳥中町△一五三、〇〇 段原町△一〇〇、
〇〇 稻荷町東組△一八〇、〇〇 同西組△
二四五、五〇 土手町△六九、五〇 大洲町東
組△三七三、〇〇 同西組△二四二、五〇 同
南組△六三六、〇〇 南蟹屋町△一二二、〇
〇 段原東浦町下組△二七一、三〇 段原新町
下組△二六二、〇〇 段原中町中組△二六
六、〇〇 同下組△二一七、〇〇 段原山崎町
△三三三、六〇 段原日出町△二二二、五〇
南段原町一丁目△三四五、五〇 同二丁目
△三五〇、一〇 東雲町上組△一九五、一〇
同南組△三九七、五〇 仁保町本浦△四一
六、〇〇 同淵崎△三五〇、〇〇 同梓木△二
六三、三〇 同丹那△一四五、〇〇 霞町△三
六六、五〇 出汐町△一二七、五〇 大河△三
四五、三七 旭町△二五三、五〇 白鳥西中町
△一一九、〇〇 白鳥北町△四五八、六〇 西
白鳥町△八八一、七〇 上柳町△四三四、二
八 下柳町△一四、五〇 橋本町△一三四、二
五〇 石見屋町△五五七、〇〇 山口町△一
〇三、〇〇 彌生町△三六二、〇〇 磯町上組
△一三〇、〇〇 同下組△一〇〇、〇〇 銀山
町△一四九、五〇 上流川町上組△一七、
〇〇 同中組△一八四、〇〇 同下組△一
〇四、七〇 東胡町△三八、〇〇 斜屋町△
一一四、〇〇 鉄砲町上組△三〇八、〇〇 同
中甲組△八〇、〇〇 同中乙組△一一〇、〇

〇同下組△二三一、二〇 八丁堀上組△七
八、〇〇 同中組△九〇、八〇 同下組△一七
六、〇〇 胡町△二六三、〇〇 堀川町△二一
三、五〇 北平塚町△一八〇、〇〇 平塚元町
△五五二、八〇 東平塚町△五七四、〇〇 西
平塚町△二九九、三〇 鶴見町△三八三、〇
〇 鶴見本町△三三〇、〇〇 寶町東區△三
五七、〇〇 同西區△一八〇、〇〇 昭和町東
部△二四六、五〇 同西部△一八七、五〇 同
南部△三三二、〇〇 藥研堀△一五二、〇〇
東新天地△二三八、五〇 新天地△二九二、
五〇 下流川町△四三四、〇〇 田中町△四
〇五、〇〇 三川町△三九〇、〇〇 竹屋町△
四〇一、〇〇 富士見町上組△一四三、〇〇
同本通組△一九一、七〇 同下組△一五七、
〇〇 平野町△三三二、〇〇 千田町一丁目
△一四九、五〇 千田町三丁目北組△二〇、
〇〇 同南組第九組△一七、〇〇 東魚屋
町△三〇八、〇〇 平田屋町△四七一、五〇
新川場町△一三二、五〇 鐵砲屋町△五〇、
〇〇 中町△一五〇、九〇 下中町△一七三、
〇〇 立町△二六五、〇〇 播磨屋町△一五
〇、〇〇 研屋町△一〇一、五〇 紙屋町△一
一五三、〇〇 袋町△二二一、〇〇 小町△
一三七、〇〇 鹽屋町△一四七、〇〇 尾道町
△一四八、〇〇 大手町一丁目△一一一、〇
〇 同二丁目△七五、〇〇 同三丁目△一一
六、〇〇 同四丁目△一一二、〇〇 同五丁目
△三四、五〇 猿樂町東組△一七七、五〇 同
西組△八三、〇〇 細工町△四〇、〇〇 横町
△四九、五〇 鳥屋町△四二一、〇〇 雜魚場
町△三五四、二〇 國泰寺町北組△七四、〇
〇 同真菰組△一二〇、〇〇 同南組△一五
九、五〇 大手町六丁目△一三八、〇〇 同七
丁目東組△二五〇、〇〇 同表組△二四〇、
〇〇 大手町八丁目東△二〇〇、〇〇 同北
△二五九、五〇 同南△四三五、〇〇 中島本
町△二七五、〇〇 材木町△一四九、五〇 天

神町北組△一八四、〇〇 同南組△一〇五、
〇〇 木挽町△一五六、〇〇 元柳町△三三〇
二、五〇 中島新町△一五五、五〇 上水主町
△五二七、七〇 中水主町△二五五、七五 下
水主町△三〇二、六〇 吉島町△一〇三、〇
〇 寺町上組△一二二、〇〇 同下組△二一
六、五〇 西引御堂町東組△七六、〇〇 同西
組△一一一、〇〇 西九軒町△二〇四、五〇
錦町△一五七、五〇 廣瀬北町一丁目△二三
七、五〇 同二丁目△二三〇、二〇 同三丁目
△四九〇、九〇 廣瀬元町△二三二、二〇 鷹
匠町東組△二二二、六〇 同中組△二三四、
四〇 同西組△二二〇、〇〇 同下組△一七
四、二〇 鍛冶屋町△一七六、五〇 塚本町△
二三三、五〇 左官町△六三、〇〇 油屋町△
二二一、五〇 猫屋町△一二三、五〇 堺町一
二丁目△二二三、五〇 空鞆町東部△二〇
〇、〇〇 同西部△一七一、五〇 十日市町△
四六五、五〇 西地方町△二三三、〇〇 西新
町上組△一八五、〇〇 同南組△二七八、八
〇 河原町北組△一九〇、〇〇 同上組△一
七〇、五〇 同東下組△二八六、五〇 同西組
△四五四、六〇 同神崎組△二九〇、〇〇 小
網町(〇〇)

風水害義捐金 (個人釀出)

金五拾圓北榎町岩井大吉(訂正)△金九拾
七圓六拾錢縣立廣島工業學校生徒一同△
金壹千圓名古屋市長佐藤正俊△金貳千圓
神戸市長野田文一郎△金五拾圓比治山本
町玉川榮次郎△金壹圓五拾錢中廣町西川
清香△金拾圓神奈川縣中郡大田村岡田一
寸△金六圓進徳高等女學校二年拾組一
同

廣島市報

號十七百第
刷印日九十月二十年七十和昭
行發日十二月二十年七十和昭
錢五金部一價定
所 役 市 島 廣 所 行 發
市 役 市 島 廣 人 行 發
所 販 活 弟 兄 田 增 社 株 所 刷 印
地 番 一 日 丁 七 町 手 大 市 島 廣
雄 一 計 田 增 省 刷 印
地 番 一 日 丁 七 町 手 大 市 島 廣

足らぬ足らぬは工夫が
足らぬ
サア、二年目も勝ち抜
くぞ

市審議會創設

○達甲第三八號
廣島市審議會規程制定ノ件
廣島市審議會規程左ノ通り定ム
昭和十七年十二月九日
廣島市長 藤 田 若 水

廣島市審議會規程

- 第一條 市政上重要事項ノ連絡並ニ調査審議ノ爲事務審議會ヲ置ク
 - 第二條 審議會ハ助役及市長室主監並ニ部長ヲ以テ之ヲ組織ス
 - 第三條 審議會ノ議長ハ助役ヲ以テ之ニ充テ助役故障アリタルトキハ市長室主監之ヲ代理ス
 - 第四條 審議會ハ必要ニ應ジ關係課長又ハ係長ヲ參與セシムルコトヲ得
 - 第五條 審議會ニ於テ審議スベキ事項左ノ如シ
 - 一、市會ニ提出スベキ重要事項
 - 一、機構ノ整備改革ニ關スル事項
 - 一、各部課ニ互ル事業
 - 一、市長ヨリ審議ニ付セラレタル事項
 - 第六條 審議會ニ於ケル重要事項メ關係部長ヨリ市長室主監ニ送付スベシ
 - 第七條 審議會ハ必要ニ應ジ隨時之ヲ開ク
 - 第八條 審議ノ經過ハ市長室主監市長ニ之ヲ報告スベシ
- 附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

諭 告

諭告第一號

昭和十六年十二月八日、畏くも米國及英國に對する宣戰の大詔を拜しまするや、軍都四十萬市民總力を結集して、征戰目的達成の一翼を擔ひ、熾烈なる戰場精神の發する所、克く赫々たる戰果に應へ得ましたることは、私の深く喜とする所であります。

今や戦局は世界大戦の一環たる様相明かにして、敵米英の執拗なる反撃と總反攻態勢の強化とは大東亞戦争の長期化を必至ならしめて居るのであります。

この時に際し吾等は世界史空前の戦勝に表はれたる我が國民の偉大性を確認し、今次戦争の形態に潛む歴史の必然性を洞察すると共に、益々士氣を旺盛にして軍備の充實、國防生産力の擴充を圖り、以て聖慮を安んじ奉らねばならぬのであります。

本日茲に感激深き大詔拜受一周年當日を迎へるに方り市民諸君が更に決意を新にして各自の職域に滅私奉公の誠を致されますやう切望に堪へません。

昭和十七年十二月八日

廣島市長 藤 田 若 水

元旦・必勝の祈願

大東亞戰爭下、二度目に迎へる昭和十八年の元旦には午前九時を期し「國民奉祝の時間」と定め左記要領により國民奉祝の道を講ずることとなりまし

實施方法

一、各家庭では早朝氏神または最寄の神社に参拜し「國民奉祝時間」には夫々宮城遙拜を行ひ其の他

の場合にありては國民各自同時刻を銘記し各々在處に在りて宮城遙拜をなすこと。二、市區町村では、市區町村民のため神社、學校、公會堂など適當な場所で行ひ且つ必勝祈願をなすこと

新春常會徹底事項

の交換をいたしませう。

三、繩、空俵、蕪等の回収につとませう。四、軍需品生産のためアルミ貨以外の補助貨の回収に協力せしませう

の交換をいたしませう。

一、年頭必勝の誓 大東亞戰爭二度目の新年です。勝負はまさにこれからです。戦ふ皇軍に事缺かせぬやうあくまで生産を増強し、勝つて勝つて勝ち抜いて敵を降参させませう。國內も戦場です。すべてが戦争生活です。誓つて皇軍の限りなき戦力を發揮いたしませう。

の交換をいたしませう。

二、新調や新規購入を止めて貯蓄せしませう

の交換をいたしませう。

三、引換方法 各自が引換に持参してもよし、隣組などで日を定めて取纏めて引換へられると

の交換をいたしませう。

四、軍需品生産のためアルミ貨以外の補助貨の回収に協力せしませう

の交換をいたしませう。

五、引換方法 各自が引換に持参してもよし、隣組などで日を定めて取纏めて引換へられると

の交換をいたしませう。

六、結婚改善に就て 新年度からは一層結婚改善聯盟會の趣旨により結

の交換をいたしませう。

七、結婚改善に就て 新年度からは一層結婚改善聯盟會の趣旨により結

の交換をいたしませう。

八、内祝、香奠返しの物品、贈答を廢し軍入援護の資に供しませう

の交換をいたしませう。

九、甘藷及び馬鈴薯の統制に付て 甘藷や馬鈴薯は食用のみならず、戦争遂行上重要工業の原料や生活必需品の原料として、多量に使はれますから、諸の重要性を再認識してこれが消費を節約し、配給量だけで我慢出来るやう心掛け生産地に買出しに出掛けることなきやう致しませう。

の交換をいたしませう。

十、結婚改善に就て 新年度からは一層結婚改善聯盟會の趣旨により結

の交換をいたしませう。

十一、結婚改善に就て 新年度からは一層結婚改善聯盟會の趣旨により結

の交換をいたしませう。

十二、結婚改善に就て 新年度からは一層結婚改善聯盟會の趣旨により結

市民税課率改正

明春一月の納期から實施

毎年十月一日現在市に住居、營業所、事務所、家屋敷を有するもの又は獨立の生計を営む者に對し全面的に課税される市民税は昭和十五、十六年度二ヶ年の課税によつて市民各位の多大の關心を持たるゝやうになりましたが、今回此の税の賦課率が改正されましたから一應改正の趣旨、要點を簡単に説明して見ませう。

Table with columns for '課税額' (Tax Amount) and '課率' (Rate) for various categories like '個人' (Individual) and '法人' (Corporate).

此の改正賦課率を一見しますと、賃賃價格の少額なるものは従来よりも相當減税となるやうな感を呈しますが、前述の通り全體を通じて賃賃價格が三割四分の増高を來して居りまして此の増高割合も賃賃價格の少額

Table showing '賃賃價格' (Rent/Price) and '課率' (Rate) for different levels of income.

此の改正賦課率に依り算出した市民税の徵稅令書は明春一月十日以後皆様に配付致すことになつて居りますが、其の税額は前述の通り賃賃價格の改訂並に賦課率の改正等の爲從

率に於て昭和十五年度千分の四十六、十六年度千分の三十五であつたものが約千分の五程度の低率となりまして、綜合所得税を納めない小中所得者の負擔が増加するに反し擔税力のある高額所得者の負擔が著しく輕減される結果となりまして、社會政策上誠に不適當たるの誹を免がれない結果を生ずるに至りましたので、市税條例第十一條の賦課率を左記の通り改正し、負擔の均衡を圖ると共に課税の適正を期することに致しました。

大東亞戰爭一年市政

大東亞戰爭下、軍事基地としての重任を果しつゝ、銃後に大きな足跡を残した廣島市政一ヶ年の一斑を回顧して見ませう。

- 十二月 △市民體育競歩大會△臨時徵兵檢査施行△陸軍幼年學校生徒志願者身上明細書提出△宣戰報告詔書奉讀式△貯金實踐強調運動△古田校雨天體操場竣工△各學校ニ於テ戰捷祝賀式開催
一月 △防空應變強化充實協議會開催△第一次防空訓練△壯丁人員表提出△地方軍事景況通報△寄留地徵兵受檢願受付△寄留地簡閱點呼參會願受付開始△神社會廣島市部會設置△幟町校舎増築、第一工業第二期工事着工
二月 △防空設備資材整備強調週間△第二次防空訓練△海軍志願兵檢査△戰捷祈願大東亞所在米英勢力擊滅奉告祭△感謝貯蓄運動△臨時水道擴張部處務規程制定△戰捷第一次祝賀記念講演會△大日本國防婦人會廣島市支部解散式
三月 △第三次防空訓練△第一回市民體育團體山野斷脚競争大會△助役元山修二退職△馬西興勳調査△充員召集事務更新整備△第四期水道擴張工事地鎮祭△戰捷第二次祝賀奉告祭△市民體育指導者養成講習會△第十四回市民厚生



第九講

勸業施設 (五)

配給方法

現在本市に割當られる生活必需品の中一般に各家庭へ向け配給するものと乳幼児、病人、その他特殊事情のある方面に限り配給するもの、二種があることは前回の述べたのであるが、一般配給物資の配給は如何なる方法に依つてゐるか以下之を簡単に説明する。

1. 第一の方法は世帯員數、世帯を構成する者の性、年齢、職業又は家屋の状況等を基準として各世帯の割當數量を決定し、市役所發行の通帳或は購入券に依つて配給する。

この方法に依つて配給せられるものは米、蔬菜、砂糖、醬油、燃料等の如く各世帯の需要度が略々一定し而も如何なる家庭に於ても必ずなくてはならないと云つた性質を持つ物資でなければならぬ。

現在味噌、食肉等も之と同様な方法に依つて居るのであるが、之等の物資は性、年齢、職業、人數等の他に各人各世帯の嗜好が相當に強い物資であるからこの方法に依ることは必ずしも正しいとは云へない。

2. 第二の方法は各世帯を對象にせず町内會の所屬人口を基準として各町内會に對する割當數量を決定し町内會長は割當られた數量の範圍内に於て之を各世帯の實情に應じ配給する方法である。

この方法に依り配給する物資は嗜好品の傾向の強いもの或は代用食の如く世帯に依り必要程度を異にする物資或は數量が稀少で平均配給する時は各世帯に於ける實用に適しない場合又は實際に配分出來なくなる場合である。吾々はこの方法に依り配給する物資を團體割當物資と稱してゐる。

然し乍ら團體は町内會に限らなず隣組も消費團體になり得るし聯合町内會も亦同様である。何故に町内會を單位として擇んだかと云ふことに就ては配給機構の項で説明することにする。只この方法は町内會に於て實情に即し配分する爲巧みに利用せられるならば少い物も眞に適正に配給し得る可能性が非常に多く又、最悪の場合に於ても人口割平均配給に止まるであらう。幸に本市に於ては町内會長が非常に熱心に協力される爲に

の配給方法による物資配給は他の先進都市に於てすら見られない好成绩を示してゐる。

3. 第三の方法は豫め第二の方法の如く各町内會の割當數量を決定して置き日々の入荷に應じ町番號順或は逆順に輪番配給する方法である。この方法に依る物資は鶏卵、甘藷等の如く腐敗性の高い物、或は入荷數量が日々異なる物資である。

本市に於て一般物資を配給する場合採用して居る方法は一應以上の

明春一月の納税

税目	納期限
第二期 個人營業稅	二十八日
縣稅及市稅營業稅附加稅並都市計畫稅營業稅附加稅	三十一日
第三期 個人臨時利得稅	二十八日
第一期 地租(田租)	二十八日
第二期 地租(田以外ノ地租)	三十一日

三つに限つて居る。何故にこの三種に限定したかについては前項「事務の内容」に於て觸れたが消費者、配給業者、配給事務従事者、方法が多岐に亘る爲に起る混亂から救ひ、配給を圓滑化する爲に他ならない。(つゞく)

軍人援護事業寄附

金百圓 國泰寺町早速祐一△金百圓 鍛冶屋町能澤實一△金百圓 南蟹屋町加藤勝造△金百圓 水主町三宅高二

燃え物

無いか見直せ塵の山

寒いくとかこたすに 何んでもかても焚きませう。

時局柄廢品回収が強く叫ばれた結果、各家庭から塵箱に投げ込まれる塵芥は非常に減少して喜ばしいことであり、それが、それでも尙廣島市内で一日二萬五千貫餘りの塵芥が運び出されて來ます。その中に今でも一番多く混つてゐるのは反古と厨芥と稱する臺所屑即ち野菜や、果物や、魚類のアラ等と可燃物即ち乾かせば燃料に出來る木片、板片、枯草、落葉等であり、反古は紙類不足の折柄之を大切に取りますと紙屑商に賣り厨芥は家庭の御婦人の心掛けによつて出來るだけ料理にムダのない様努めると共に、出て來た厨芥は家庭や隣組園藝の肥料に使つたり、牛、馬、豚、鶏、犬、猫等の飼料に利用すること、に努めて頂き度いと思ひますが、特に此の燃料不足の時節に考へて頂きたいことは、可燃物の利用と云ふことです。

日々の塵芥の中に混つてゐる可燃物はおよそ一日二千貫に達する見込みです、勿體ない話です。これ等のものは塵箱に投げ込まず、臺所のかまどや風呂の燃料に利用すれば燃料も大助かりです。又、家庭の風呂の少い地域では隣組や町内會共同で

健民遠足會

市内傳染病發生月報 (十一月分)

町名	發生數
南蟹屋町	一
段原日出町	二
段原新町	一
段原東浦町	二
東白鳥町	一
白鳥中町	一
小網町	二
横川二丁目	一
平野町	二
一福島町	一
宇品町	六
一西瀬音町	一
一仁保町大河	一
一三篠本町	一
一仁保町向洋	一
一舟入川口町	一
一三篠本町四	一
一旭町	一
一計	四

行事

速谷神社に於て兩班合し正午 戰勝祈願祭を行ふ

十一月

△第二回市民自轉車練成大會 △警防團△防毒衣配備△現役兵補充兵證書交付△入營奉告祭△陸軍幼年學校生徒志願者身體検査△臨時水道擴張部ヲ廢止△水道部△擴張課ヲ新設△第一工業第二期校舍竣工

其 他 △毎月一回乳幼児體力検査△毎月一回市民厚生遠足△國民學校兒童結核検査△榮養指導者講習會△毎月八日宣戰布告詔書奉讀式△部長以下吏員ノ進退、任用四四四、退職二八一△兼務三三、免兼務一五、勤務替一九〇、死亡一八、退職給與金受給者四、死亡給與金受給者七△廣島市立衛生試驗所試驗件數七、〇一三

名譽の戦死者

Table listing names and addresses of honorary war dead, including ranks like 官等級 and names like 岩佐 文明殿.

幼児體力検査

本市では昨年五月以來生後一年二月までの乳幼児健康相談を實施、

可愛い赤ちゃんを冬に鍛練

寒い季節に赤ん坊を温めさへすれば風邪にも罹らぬと思ふのは間違ひです。赤ん坊でも或程度積極的鍛練が必要です。

着物はなるべく薄いが有効です。布団の上に置いた寒暖計の温度が攝氏二十度にも昇ればシャツ一枚でも耐へられます。

衛生組合役員異動

新衛生組長... (宇品町港組) 佐藤繁一 (宇品町昭和通) 渡邊太郎助(舟入幸町)

越(正木斧平(三瀨町)齋藤孫市(東盤屋町西部)曾利田善市(水主町上組)宮川孫市(東青崎町)大西嘉六)

増加圖書目録(七)

廣島市立淺野圖書館

航南私記

廣瀨武夫

廣瀨中佐の少尉時代即ち二十四五歳の明治二十四年九月廿日より翌二十五年四月十日に終る二百餘日間の南洋航海日誌を重版したものである。(教材社 二二九頁一六〇圓)

興亞の大義

徳富猪一郎

徳富蘇峰翁が皇國の使命、皇國の理念、我等の覚悟等時務を論じた評論集である。(明治書院 三三三頁一〇〇圓)

移動演劇十講

伊藤薫朝

移動演劇の正しい成長と、一般の理解を深める爲め、十講に分ち具體的に、そして平明に論述した。(建文社 二六八頁二〇〇圓)

南方文獻目録

日本拓殖協會編

南方國關係の文獻を廣く圖書雜誌等によつて蒐集整理した綜合目録である。日本拓殖協會圖書室に昭和十七年四月迄に收められたもの、集録である。(日本拓殖協會 二三八頁一八〇圓)

法律・畫・約

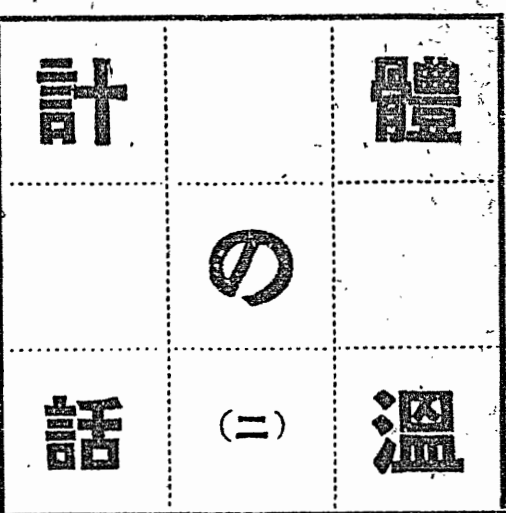
藤本正晃

所題事象を隨感的に四篇に別ち書出した隨筆集である。(河出書房 四四頁一五〇圓)

明治天皇の聖徳

渡邊義治郎

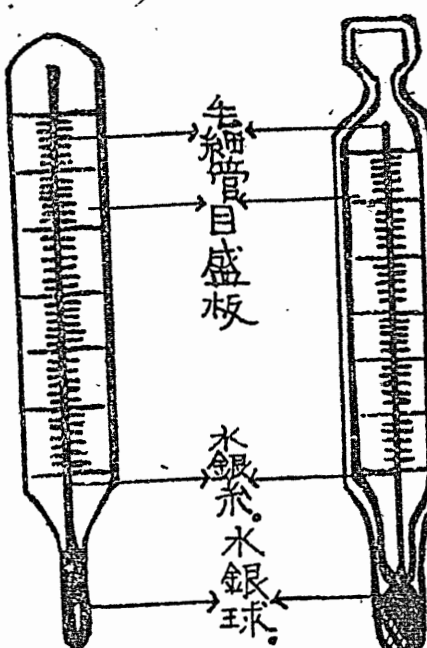
既刊の四編に本編を加へ、明治天皇の御精神、御信念、御偉業を精細に且平明に傳へ、百頁に餘る御年譜を附し、御盛徳を表はしてゐる。(千倉書房 四四頁一八〇圓)



體温計の構造

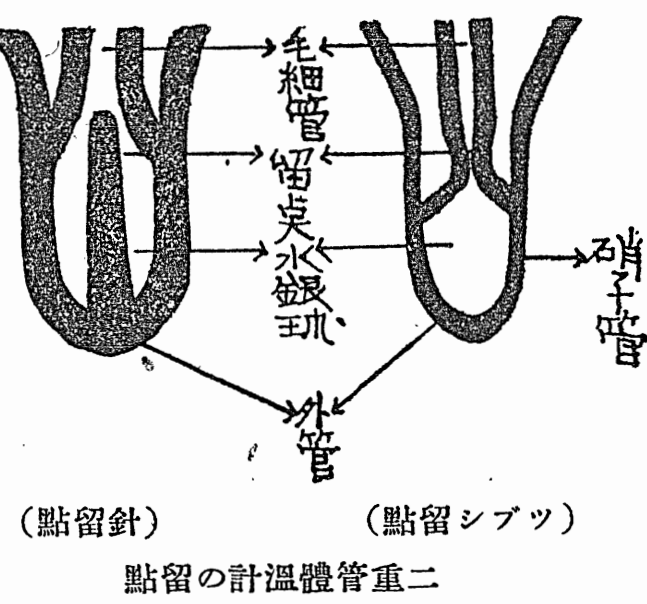
體温計は普通圖に示す様にその一端に水銀を入れる球部があり之に連つて毛細管と稱する極めて細長い硝子管で出来てゐる。此の毛細管の中は眞空である。

二重管體温計



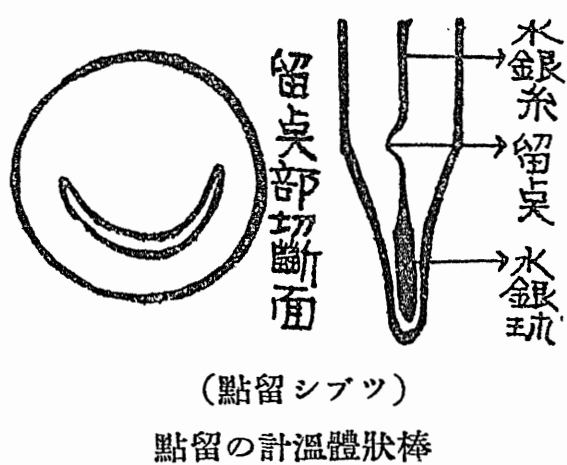
棒狀體温計

體温計は此の圖の様にその構造に依つて棒狀體温計と二重管體温計とに分けられるが、何れも水銀の膨脹を利用して温度を知る事に變りはない。體温計には留點と云ふ装置がある。體温を測るとき身體に挟んだま



までは目盛を讀取ることが困難であるから身體から體温計を取り出して昇つた水銀糸が降りない様な仕掛にしたのが即ち留點である。普通の體温計(寒暖計)と體温計との異なる點は此處である。留點装置は次の圖に示す様に何れも毛細管に狭い部分を造つて水銀の膨脹が止つて、收縮を始めると此の装置の部分で水銀

體温測定後は水銀糸が上昇してゐるから之を元に戻すには水銀糸に遠心力を與へ留點部を通過させて元へ戻さなければならぬ。即ち之を振り下げると云ふ。



大體體温計の構造は以上の通りであるが棒狀體温計と二重管體温計の構造に就てもう少し詳しく説明して見よう。

棒狀體温計

棒狀體温計は凸形とも呼ばれてゐる。毛細管は肉厚の硝子で出来てゐて其の切口は圖の様に三角稜(プリ

- 同 三十日 化粧並に洗濯石鹼の配給
同 十二月一日 家庭用醬油の配給
同 十一月十一日 家庭用縫糸の配給
同 十一月十一日 家庭用縫糸の配給
同 十一月十一日 家庭用縫糸の配給

水道凍結の豫防

是丈の手當をお願いひします

また水道の凍る季になりました。例年のことですが一月、二月と嚴寒の季節には水が出ない、鉛管や鐵管が破裂したから、早く来て見て欲しいと、御要求が一時に殺到しまして限られた人数の職工では手が廻り兼ねて御迷惑をお掛けする事があります。皆様も何卒豫め左の事項に御注意下さつて、水道故障の豫防に御協力をお願いします。

- 一、鉛管や鐵管の露出した部分に對しては、藁或は藁繩を巻いて直接寒氣に觸れぬ様、今のうちに保温手段を講じて置いて下さい。
- 二、凍結した場合は職工も手の施し様がありません。自然に解けるのを待つより致方ありませんが、萬已むを得ぬ場合には手を入れられる程度のお湯を凍つた部分に氣永に注いで見て下さい。
- 三、給水栓に熱湯を注いだり、水の出口に蠟燭の火を接したり、鉛管や鐵管の上で火を焚いたりする事は、却て事故を大きくする原因となります。御注意下さい。

- 昭和十七年十二月二日
廣島市長 藤田若水
- 一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所
西新町地内道路改修工事
西新町一八番地々先ヨリ同町一九番地々先ニ至ル間及道路ノ維持上必要ナル施設
 - 二、工事着手年月日
昭和十七年十二月五日
 - 三、負擔區及地帯
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス
第一地帯 道路ノ境界線ヨリ十四メートル
第二地帯 第一地帯ノ外側線ヨリ十四メートル
 - 四、負擔率
負擔額總工費ノ四分ノ一トス
地帯ニ於ケル配分率左ノ如シ
第一地帯 百分ノ八十
第二地帯 百分ノ二十

市役所事務室

五日配置變更

市役所廳内の事務連絡の必要から去る五日部課の事務室配置換を行ひその旨は町内會長宛通知しました。が、役所へ御出の際には、案内人に御

陸海軍病院へ市が慰問演藝班を派遣

本市は大東亞戦争一周年記念事業の一環として萬歳四組浪曲一組の慰問演藝班を組織し森田援護課長引率のもとに去る十六日より左記の通り陸海軍病院を慰問した。

- 十六日三瀧分院△十七日本院△十八日第一分院△十九日江波分院△二十日第二分院△二十一日日赤△二十二日大野分院△二十三日吳海軍病院

叙任辭令

書記 大志茂和一
任廣島市主事補命市民部兵事課徴兵係長(十二月十二日附)

町内會正副會長異動

- 新町内會長：(大洲町東組)熊野悟(南三條町二區)岡茂城(尾長町荒神通寺尾月水(二葉ノ里)川手武一)
- 新町内會副會長：(打越町)山中丈吉(東盤屋町西部)佐伯九郎太(南三條町二區)野田慶三郎(舟入本町東組)八谷長一郎(二葉ノ里)向井庄之進、久保田幸重
- 新聯合町内會副會長：(觀音聯合町内會)林吾助

尋ね下さい。特に皆様に關係深い課の配置は次の通りです。

- 鍊成課二階元教育部長室△配給課一階元稅務課△稅務課元配給課△生産課元稅務課第一分室△防衛課三階元戸籍選舉課東側分室△秘書課二階元防衛課△人事課と主計課は入替△兵事課分室三階西側

最近町内會へ發送した文書摘録

- 十一月十日 土木建築關係諸職調査ニ關スル件(生産課) 同十三日 粉末石鹼價格變更ノ件(配給課) 同十四日 新穀感謝行事ニ於ケル内地新米配給ニ關スル件(同) 同十六日 新嘗祭ニ關スル件、白金回收實施ニ關スル件 同十七日 神宮大麻頒布ニ關スル件(以上振興課) 同十九日 新穀感謝キヤラメル特配ノ件(配給課) 同廿四日 十二月常會徹底事項(振興課) 三食外食者ノ調査依頼ノ件、砂糖購入券交付依頼ノ件(以上配給課) 同廿五日 第三回療養用片栗配給ニ關スル件(同) 同廿六日 重要物資強制買上ニ關スル件(振興課) 同三十日 十一月分菓子購入券有効期限延長ノ件、化粧並ニ洗濯石鹼配給ニ關スル件(以上配給課) 十二月一日 家庭用鶏卵及家庭用醬油ノ配給ニ關スル件(同) 同二日 國債並ニ債券消化依頼ニ關スル件(振興課) 同三日 大東亞戦争一周年記念行事ノ件(同) 工業裁縫機設備ノ調査ニ關スル件(生産課) 同四日 大東亞戦争一周年記念防空強化運動實施ノ件(防衛課) 軍人遺家族生活狀況調ノ件(援護課) 同六日 廳舎内事務室移動ニ關シテ(總務課) 同八日 市長諭告周知方ノ件(秘書課)、補助貨回收ニ關スル件、空壕回收ニ關スル件 同九日 結婚獎勵ニ關スル件、町内會ニ世話役及世話人委囑辭令傳達方ノ件(以上振興課)